

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【事業年度】	第30期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	グローム・ホールディングス株式会社
【英訳名】	GLOME Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 仁
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画管理室 室長 涌井 弘行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03(5545)8101（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画管理室 室長 涌井 弘行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	13,774	14,829	8,288	3,904	2,470
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,049	1,502	2,219	46	346
親会社株主に帰 属する当期純利益又は親会 社株主に帰属する当期純損 失() (百万円)	263	1,003	2,227	255	208
包括利益 (百万円)	416	959	2,646	75	226
純資産額 (百万円)	5,228	6,010	3,708	7,341	7,656
総資産額 (百万円)	31,304	22,415	11,127	8,303	8,900
1株当たり純資産額 (円)	942.74	1,083.43	669.37	811.66	835.41
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	47.37	180.46	400.62	38.82	23.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	23.08
自己資本比率 (%)	16.7	26.9	33.4	88.5	85.0
自己資本利益率 (%)	5.1	17.8	-	-	2.8
株価収益率 (倍)	53.9	6.3	-	-	40.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,843	5,302	3,700	2,691	196
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,283	788	1,332	695	172
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,866	8,139	7,416	2,225	276
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,148	3,349	945	2,103	1,848
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	74 (6)	59 (1)	59 (0)	48 (0)	62 (0)

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第26期及び第27期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第28期及び第29期は1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2 第28期及び第29期は、親会社株主に帰属する当期純損失のため、自己資本利益率と株価収益率を記載していません。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第29号 2020年3月31日)を第30期の期首から適用しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	1,155	1,403	4,390	149	222
経常利益又は経常損失 () (百万円)	201	404	1,473	1,106	380
当期純利益又は 当期純損失 () (百万円)	133	1,593	2,406	1,136	125
資本金 (百万円)	1,199	1,199	1,199	3,049	3,049
発行済株式総数 (株)	5,560,400	5,560,400	5,560,400	9,051,000	9,051,000
純資産額 (百万円)	3,408	4,974	2,539	7,384	7,348
総資産額 (百万円)	7,390	8,631	9,050	7,876	7,885
1株当たり純資産額 (円)	613.02	894.65	456.78	814.98	801.13
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	-	-	6.00
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	23.98	286.65	432.87	172.86	13.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	172.74	-
自己資本比率 (%)	46.1	57.6	28.1	93.6	91.9
自己資本利益率 (%)	4.0	38.0	-	22.9	-
株価収益率 (倍)	106.5	3.9	-	923.8	-
配当性向 (%)	20.9	1.7	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	5 (1)	4 (1)	19 (0)	10 (0)	15 (0)
株主総利回り (%)	286.4	127.6	72.9	179.8	106.5
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	2,649	2,579	1,677	2,152	2,341
最低株価 (円)	865	1,035	566	526	700

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第26期及び第27期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第28期及び30期は1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものです。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第29号 2020年3月31日)を第30期の期首から適用しています。

2【沿革】

1987年6月	当社設立（商号：㈱フォルザインターナショナル）
1992年7月	商号を本荘エステート㈱に変更。不動産賃貸事業を開始
1995年7月	商号を㈱ロジコムに変更
2005年3月	大阪証券取引所へラクレス（後の東京証券取引所JASDAQ（グロース））に株式を上場
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（グロース）に上場
2016年10月	持株会社制へ移行 商号をLCホールディングス㈱に変更
2017年10月	子会社 ㈱LCメディコム（現 グローーム・マネジメント㈱）を設立
2018年6月	不動産関連事業から医療関連事業への本格的転換に着手
2018年8月	子会社 グローーム・コネクスト㈱（現 グローーム・ワークサポート㈱）を設立
2018年9月	子会社 グローーム・マネジメント㈱の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が2,000床を突破
2019年10月	商号をグローーム・ホールディングス㈱に変更 子会社 ㈱LCメディコムからグローーム・マネジメント㈱に商号を変更
2019年12月	子会社 グローーム・マネジメント㈱の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が3,000床を突破
2021年1月	子会社 グローーム・コネクスト㈱からグローーム・ワークサポート㈱に商号を変更 子会社 グローーム・マネジメント㈱の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が4,000床を突破
2021年8月	子会社 グローーム・マネジメント㈱の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が5,000床を突破
2022年1月	子会社 グローーム・マネジメント㈱の医療関連事業において、アライアンス先医療機関の総病床数が6,000床を突破
2022年4月	東京証券取引所の市場区分再編に伴い、新市場区分「グロース市場」に上場

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社6社並びに関連会社1社により構成されています。

(医療関連事業)

当社グループは、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供することにより、アライアンス先が持続可能な医療機関として地域に密着・貢献し地域医療を担うことを支えるとともに、その対価として業務委託報酬等(当社グループの売上)を受領します。

具体的には、連結子会社において、アライアンス先医療機関(2022年3月末現在:70施設、6,481床)に対して、以下のサービスを提供して、もしくはサービスの提供を計画・検討しています。

<グローム・マネジメント株式会社>

- ・経営・管理・運営の指導
- ・他医療法人等との連携支援
- ・保険・医療・福祉関連の情報提供
- ・医療機器購入支援
- ・薬剤購入支援
- ・在庫管理支援
- ・給食事業支援
- ・貸金業全般
- ・IT化支援
- ・不動産施設管理支援
- ・医療法人等の事業承継にかかる助言及び指導

<グローム・ワークサポート株式会社>

- ・人事・労務を中心とした研修
- ・人事制度の構築支援
- ・諸規定の制定支援
- ・有料職業紹介
- ・事務業務の請負

なお、当社の公表している「施設数」「病床数」は、

- ・有床診療所
- ・病院(介護医療院を含む)
- ・介護老人保健施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護療養施設
- ・有料老人ホーム(特定施設であるもの)

における認可病床数の合計であり、

- ・透析ベッド
- ・サービス付高齢者向け住宅(特定施設でないもの)
- ・グループホーム
- ・ケアハウス

については、病床数の合計に含めていません。

なお、2022年3月末現在、

- ・無床診療所:10施設
- ・有床診療所:10施設/188床
- ・病院(介護医療院を含む):36施設/4,883床
- ・介護老人保健施設:14施設/1,410床

合計:70施設/6,481床となっています。

病院4,883床の分類は、

- ・一般：1,211床
- ・療養：1,087床
- ・精神：2,316床
- ・介護医療院：269床

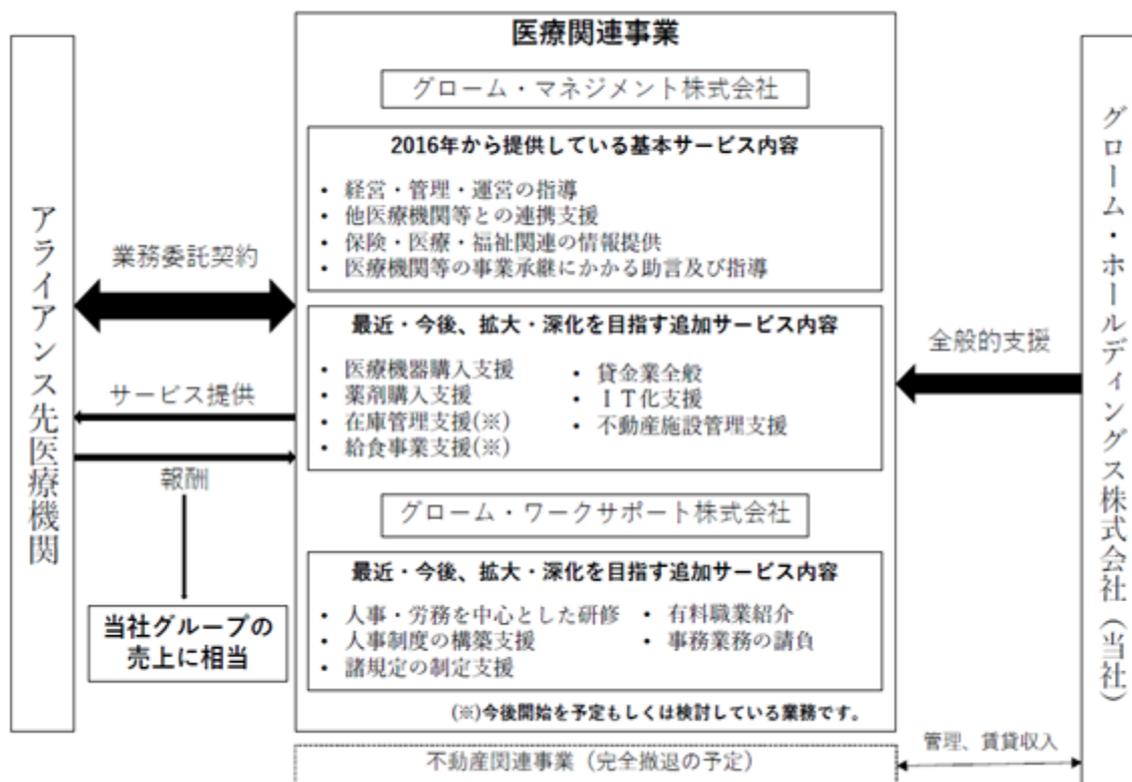
となります。

(不動産関連事業)

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針ですが、2022年3月末現在、以下の不動産の賃貸事業を当社グループにおいて行なっています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設
- ・三重県多気郡所在の商業施設

事業系統図は次の通りです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容(注1)	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容
				所有割合 (%)	
(連結子会社)					
グローム・マネジメント株式 会社(注2、9)	東京都港区	285	医療関連事業	100.0	役員の兼任 1名
グローム・ワークサポート株 式会社(注3)	東京都港区	75	医療関連事業	100.0	役員の兼任 1名
グローム・プラス株式会社 (注6)	東京都港区	50	医療関連事業	100.0	
グローム・ステイ株式会社 (注7)	東京都港区	60	医療関連事業	100.0	
合同会社シアトル525(注7)	東京都港区	0	不動産関連事業	100.0	職務執行者の兼任 1 名
合同会社P B T F 1(注8)	東京都港区	0	不動産関連事業	-	
(持分法適用関連会社)					
株式会社D Aホールディング ス(注4)	東京都港区	100	医療関連事業	29.5	グローム・ホールディ ングス株式会社の 持分法適用関連会社
(その他の関係会社)					
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENT LIMITED	中華人民共和国香港	10,000香港ドル	投資業	(被所有) 33.5	

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。
2 特定子会社に該当しています。
3 グローム・ワークサポート株式会社は2021年9月に増資をしています。
4 株式会社D Aホールディングスは有価証券報告書を提出しています。
5 合同会社L C R F 12及び合同会社L C R F 13は、2021年9月に清算終了したことにより、連結の範囲から除外しています。LC West Coast, Inc.及びLC Seattle 1 LLC.は、2021年12月に清算終了したことにより、連結の範囲から除外しています。
6 グローム・プラス株式会社は休眠しています。
7 グローム・ステイ株式会社及び合同会社シアトル525は休眠を予定しています。
8 合同会社PBTF1は清算を予定しています。
9 グローム・マネジメント株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

グローム・マネジ
メント株式会社

主要な損益情報等	売上高	2,055百万円
	経常利益	639百万円
	当期純利益	484百万円
	純資産額	1,035百万円
	総資産額	3,194百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
医療関連事業	47	[0]
不動産関連事業	0	[0]
全社(共通)	15	[0]
報告セグメント計	62	[0]

- (注) 1 従業員数は就業人員です。
- 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。
- 3 医療関連事業の従業員数が前期末と比べ9名増加していますが、その主な理由は、法務に関する業務を行う部門を当社に集約し、全社共通業務を行う部門として「全社(共通)」に算入したことによる人員減以上に業容拡大に伴う期中採用が増加したことによるものです。
- 4 不動産関連事業の従業員数が前期末と比べ1名減少していますが、「不動産関連事業」には専属の人員を配置しておらず、「全社(共通)」の従業員が兼務しているため0名としています。
- 6 全社(共通)の従業員数が前期末と比べ6名増加していますが、その主な理由は、法務に関する業務を行う部門を当社に集約し、全社共通業務を行う部門として「全社(共通)」に算入したこと、および期中採用による増加によるものです。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
15 [0]	46.1	1.6	6,842,570

- (注) 1 従業員数は就業人員です。
- 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。
- 3 従業員数が前期末と比べ5名増加していますが、その主な理由は、法務に関する業務を行う部門を当社に集約し、全社共通業務を行う部門として「全社(共通)」に算入したこと、および期中採用による増加によるものです。
- 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
- 5 平均年間給与が前期末と比べ高くなっていますが、その主な理由は、従業員の期中採用、連結子会社からの転籍によるものです。

セグメント別従業員の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
不動産関連事業	0	(0)
全社(共通)	15	(0)
合計	15	(0)

- (注) 1 従業員数は就業人員です。
- 2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)です。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループの経営方針として、全役職員が以下の「Our Purpose and Mission」「グローム役職員の行動準則」「ESGへの取り組みを」を共有しています。

「Our Purpose and Mission」

- A. 我々の経営指導等により医療機関の持続性を確かなものとし、これにより患者様の幸せに貢献する。
- B. グループの全役職員が誇りを持って働ける職場環境を提供する。
- C. 成果を市場を通して社会に還元する。

「グローム役職員の行動準則」

- A. 遵法
社会の善き一員として、全ての行動および意思決定が遵法であることを最優先とする。
当社が顧客とするのは医療機関であり、その開設者と非営利性の確認は医療法の根幹とされており、その「遵法」は全てに優先する。
- B. 人
プロフェッショナルとしての自覚と責任を持って行動する。
社内外を問わず、他者の尊厳および様々な価値観を尊重し接する。
職場環境は心身にとって安全・健全でなければならない。
一人ひとりが異を唱える権利を持つと共に異を唱える義務を負う。
評価と待遇は公正かつ適切でなければならない。
- C. 利益
上記の「遵法」「人」を遵守した上で、利益の計上は最優先事項である。
営利法人であり株式会社である当社は、利益を上げ、これを市場に還元することで社会の善に貢献する。
- D. 株主
全ての株主の実質的な平等性を確保する。
事業機密を除き、可能な限りの情報開示・透明性の確保に取り組む。

「ESGへの取り組み」

- A. 環境
徹底した電子化・ペーパーレス化・省資源を進める。
顧客である医療機関による省資源・医療廃棄物削減を強力にサポートする。
- B. 社会
役職員が子育てや介護等に取り組めるように、在宅勤務やスーパーフレックス制の導入等、ワークライフバランスの取れる多様な働き方を用意する。
顧客である医療機関による働き方改革と地域貢献を強力にサポートする。
- C. ガバナンス
コーポレートガバナンス・コードの全原則への対応を進める。
役職員に対して適時適切なコンプライアンス研修を提供する。
顧客である医療機関による情報開示を強力にサポートする。

(2) 経営戦略

2022年3月末現在、当社グループがサービスを提供するアライアンス先医療機関の施設数は70施設、その保有病床数は6,481床となりました。当社グループは2016年12月より医療機関へのサービス提供を開始していますが、これまでに蓄積したノウハウを活かし、アライアンス先医療機関の施設数および保有病床数を着実に拡大させてきました。スケールメリットを活かしながら、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供することにより、アライアンス先が持続可能な医療機関として地域に密着・貢献し地域医療を担うことを支えるとともに、その対価である業務委託報酬等（当社グループの売上）を増大させていきます。

提供する具体的なサービスの内容は、前述の「事業の内容」に記載の通りです。

(3) 経営環境

我が国には150万を超える病床があり、民間グループ最大手でも約18,000病床規模と推察される中、所在する地域の人口構成の変化や診療ニーズの変化に十分対応出来ていない医療施設は全国に多数存在し、当社グループがアライアンス先医療機関を拡大させる余地は大きいと考えます。

当社が提供しているサービスや今後提供する予定であるサービスについて、医療機関に特化して重層的に総合的なサービスを提供している企業は数少なく、当社は唯一の上場企業であると考えます。

コロナ禍については、「Pandemic」から「Endemic」にステージが移行しつつあると認識していますが、アライアンス先医療機関（候補先を含む）へ当社グループの役職員がウイルスを持ち込まないこと、およびアライアンス先医療機関を含む当グループの全役職員の安全を最優先としつつ、研修・講演等の提供、グループ全体での備品の整備等、当グループ全体での感染症対応を進めます。

(4) 優先的に対処すべき事実上及び財務上の課題

内部統制体制の強化

当社は、当社連結子会社において2021年3月期第2四半期から2022年3月期に行われた不適切な取引を原因として2022年5月12日に特別調査委員会を設置し、同19日にグローム・マネジメント株式会社代表取締役を解任しました。同年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書の結果を踏まえ、ここに至った事態を深く反省し、このような事態を発生させないよう、当社グループの内部統制体制の強化に努めます。

財務体質の強化

当社は、2015年に開始したクラウドファンディング（撤退済）等に依拠した脆弱な財務戦略により2019年8月14日に「継続企業の前提に関する事項の注記」の記載を行いました（2019年11月14日に注記の記載解消済）。これに至った一連の事態を深く反省し、過去から明確に決別し、このようなことを二度と発生させないよう、また必要に応じてアライアンス先医療機関に対して資金的支援を機動的に行えるよう、当社グループの財務体質を強化するとともに、利用可能な資金の確保を行っていきます。

医療関連事業の推進

前述の「経営戦略」に記載の通り、アライアンス先医療機関の施設数および保有病床数を着実に拡大させてきました。スケールメリットを活かしながら、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供していきます。

不動産関連事業からの撤退

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針です。2022年3月末現在も所有する3件の商業施設について、時期は未定ながら順次売却を行う方針です。

なお、所有する3物件のうち、三重県多気郡所在の商業施設については、2022年6月10日に売買契約を締結し、同年6月30日に決済の予定です。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、アライアンス先医療機関の施設数およびその保有病床数を客観的な指標としています。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 新型コロナウイルス等の感染に関するリスクについて

当社グループの役職員及びアライアンス先医療機関を含む当社グループの全役職員及び患者様への感染リスクがあります。

当社グループ役職員による感染予防の徹底を行っていますが、感染者が出た場合には、職場における接触者の検査、出勤停止や消毒の実施等の対応により、日常業務に支障をきたす可能性があります。また、アライアンス先医療機関において役職員や患者様が感染した場合には、当該医療機関の診療体制等に悪影響を及ぼし、経営状況が悪化する可能性があります。このような場合に、当社グループにおいても当該医療法人からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

また、感染防止を最優先としているため、アライアンス先医療機関の新規候補に対するデュー・デリジェンスに遅れが発生し、これに伴いアライアンス先医療機関の拡大が遅延することにより、当社グループの経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループは、緊急事態対応規程およびリスクマネジメント規程等を策定して、有事の際に役職員の安全とサービスの安定提供、及びアライアンス先医療機関がクラスター対応マニュアル等の適切な整備により安全かつ安定的な診療体制を確保するための経営指導等を行っています。今後は、緊急事態対応規程およびリスクマネジメント規程等の実効性を継続的に検証・改善していくとともに、感染症等の発生・拡大時にも臨機応変に対応できるよう、フレックス勤務や在宅勤務等、柔軟な働き方に関する制度・環境整備を進めています。

(2) 医療関連事業への集中に関するリスクについて

当社グループは、不動産関連事業を大幅に縮小し、医療関連事業への集中を行っています。

医療関連事業の利益率は高いものの、売上が損益分岐点を大幅に上回るまでには相応の時間がかかる可能性があります。このため、医療関連事業を順調に拡大できない場合には、当社グループの経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、医療関連事業を順調に拡大できるよう、組織を見直すとともに人材の補強を行う等、鋭意努めています。

(3) 医療関連事業に関するリスクについて

医療行政について

我が国は人口動態的に少子・高齢化や地方人口の減少の問題に直面していることから、医療行政により、さらなる医療費抑制のための施策が強化されていく可能性があります。こうした中、診療報酬の引き下げや入院治療の短縮化等の医療費抑制策や地域医療の見直しが進められると、当社グループがサービスを提供するアライアンス先医療機関の経営状況が悪化する可能性があります。このような場合に、当社グループでも当該医療機関からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、医療行政の定期的なモニタリングを行い、医療関連施策の変更等にアライアンス先医療機関が対応できるよう経営指導を行っています。

アライアンス先医療機関における医療事故の影響について

アライアンス先医療機関においては、医療行為におけるリスクを回避するために細心の注意を払って取り組んでいますが、病態の複雑化や治療の高度化等もあり、医療事故が発生する可能性があります。医療事故に伴う損害賠償請求や風評被害を受けるなどした場合には、当該医療機関の経営状況が悪化する可能性があります。このような場合に、当社グループでも当該医療機関からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、当社の財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、アライアンス先医療機関および当該医療機関に勤務している医師・看護師等への指導・教育等のサービス提供を積極的に行うようにしています。

医療を取り巻く労働環境の変化について

地域的な医師の偏在等により、医師の需給がひっ迫し、医療機関によっては医師不足が医療機関の運営に深刻な影響を与えている状況が生じています。また、医療現場における働き方改革の進展により、医師、看護師等の医療従事者の勤務体制の改善が求められ、人件費の上昇をきたす可能性があります。アライアンス先医療機関が、こうした医療現場における勤務環境の変革に対応できない場合には、当該医療機関の経営状況が悪化する可能性があります。このような場合には、当社グループでも当該医療機関からの業務委託報酬等の売上が低下するなど、経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、当該医療機関の経営状況の悪化を回避するために、勤務環境等の適正化のための指導・教育等のサービス提供や医療従事者の紹介等を積極的に行っています。

アライアンス先医療機関に対する与信・債権管理について

アライアンス先医療機関の一部に対して、当社グループが運転資金等の貸付を行っています。また、アライアンス先医療機関の金融機関等からの借入について、当社グループが連帯保証を行っているケースもあります。アライアンス先医療機関の経営状況の悪化等により、貸倒損失の発生、連帯保証の履行、貸倒引当金計上、債務保証損失引当金の計上等が発生する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、当該医療機関の経営状況の悪化を回避するために、経営管理指導等のサービス提供を適切に行っています。

アライアンス先医療機関の出資持分について

アライアンス先医療機関の出資持分を当社グループが保有することがあります。アライアンス先医療機関の経営状況の悪化等により、出資持分の価値が毀損する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、アライアンスを予定している医療機関の事業・財務・法務等について事前にデュー・デリジェンスを行い、十分にリスクを吟味し収益力を分析した上でアライアンスを締結するようにしています。またアライアンス締結後には、当該医療機関の経営状況の悪化を回避するために、経営管理指導等のサービス提供を適切に行っています。

競合について

医療機関とのアライアンス事業や医療機関に対する経営コンサルティング事業においては、既存の競合他社に加え、新規参入者との競争も激しくなっています。現在は、当社グループが競争優位性を確保している事業であっても、新規参入者を含めた競合他社との競争に晒されており、将来において当社グループが競争優位性を確保できなくなる可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、競合他社に対抗し得る専門性の強化と付加価値サービスの創造・展開に取り組んでいます。

人材確保・労働環境について

当社グループの成長は、人材に大きく依存するため、専門性の高いコンサルタントなど、優秀な人材を採用・育成できなかつたり、その流出を防止することができなかつたりした場合には、当社グループの成長や利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、性別・年齢を問わず、多様で優秀な人材の確保に向けた採用活動と、より活躍できる環境を整備すべく、働き方改革の推進、人事・福利厚生諸制度の改善、フレックス勤務や在宅勤務等の柔軟な働き方に関する制度・環境整備を進めるなど、魅力ある職場づくりに取り組んでいます。

アライアンス先医療機関との業務委託契約について

アライアンス先医療機関の意向によって、当該アライアンス先医療機関との業務委託契約が解除される可能性があります。その場合は当社グループの経営成績が不安定になり、財務体質が弱体化する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、アライアンス先医療機関が持続可能に地域に密着・貢献し、地域医療を担うために必要不可欠なパートナーとなれるよう、良質なサービスを提供するべく鋭意努めています。

(4) 情報漏洩・情報システムに関するリスクについて

当社グループでは、当社グループの秘密情報や個人情報などの重要な情報を保有しており、また、アライアンス先医療機関の秘密情報や個人情報などの重要な情報に触れる機会があり、万が一、情報漏洩が発生した場合には、多額のコスト負担や当社グループの信用に重大な影響を与え、業績や財務体質にも悪影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、社内規程の制定、役職員への教育、情報インフラ等の社内体制を整備し、情報セキュリティの強化に取り組んでいます。また、万が一、情報漏洩が発生した場合には、直ちに関係者に公表し、被害拡散防止等の対策を講じるとともに、徹底した事実調査と原因究明を実施し、再発防止策を策定することにより、信用回復を図ることができるような対応策を整備しています。

(5) 不動産関連事業に関するリスクについて

当社グループの財政状態・経営成績に重要な影響を与える可能性がある不動産として、連結対象不動産SPCによる保有を含めて3件あります。

今後、売却を行っていく予定ですが、コロナ禍による不動産市場の停滞等により、評価損や売却損等が発生する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、上記不動産の売却が完了するまで、適切な管理を行います。

(6) 持分法適用関連会社である株式会社DAホールディングスに関するリスクについて

当社グループは、持分法適用関連会社である株式会社DAホールディングスの株式の29.5%（議決権ベース）を保有しており、その投資有価証券残高は2022年3月末時点で703百万円となっています。

また、当社は、株式会社DAホールディングスの連結子会社である株式会社DAインベストメンツに対して貸付金を有しており、その貸付金残高は2022年3月末時点で258百万円となっています。

株式会社DAホールディングスは、その連結子会社において、

- ・医療関連事業
- ・不動産関連事業

を行っていますが、その経営状況によっては、持分法投資損失、貸倒損失、貸倒引当金計上等が発生する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社グループでは、株式会社DAホールディングスの経営および事業の健全化を図るため、同社の事業のフォローアップや不動産関連市場の定期的なモニタリングを積極的に行っています。

(7) 偶発債務に関するリスクについて

2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書によれば、当社の連結子会社グローム・マネジメント株式会社の前代表取締役が、稟議及び取締役会決議を経ず、取締役会への報告も行わないまま、連結子会社グローム・マネジメント株式会社を委託者とする2件の業務委託契約（報酬総額約100百万円）を締結していたことが判明しました。当社及び連結子会社グローム・マネジメント(株)としては、これらの業務委託契約は実体を欠くものであり、当該報酬を支払う理由はないと判断しているため、報酬の支払いを求めて提訴された場合、全面的に争う予定です。今後の係争の推移によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点では未確定です。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りです。

財政状態及び経営成績の状況

当社グループの連結業績は売上高2,470万円（前年同期比36.7%減）、営業利益340百万円（前年同期比9.7%減）、経常利益346百万円（前年同期比642.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益208百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失255百万円）となりました。

なお、2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、前連結会計年度も含めた決算訂正を行いました。

A. 医療関連事業セグメント

売上高2,079百万円（前年同期比44.9%増）、営業利益680百万円（前年同期比16.0%増）となりました。コロナ禍の下、アライアンス先に提供するサービスの重層化に遅れが生じたことにより、事業計画で想定した売上高及び営業利益は未達となりました。しかしながら、アライアンス先医療機関の施設数および、その保有病床数は、2021年3月末の43施設 / 4,062床から、2022年3月末の70施設 / 6,481床へ、事業計画を上回る27施設 / 2,419床の増加となりました。これに伴い、前年同期比では着実に売上高は拡大しました。

なお、2022年5月12日の特別調査委員会の設置、同19日のグローム・マネジメント株式会社代表取締役の解任、同年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、医療関連事業の抜本的な再構築を行ってまいります。

B. 不動産関連事業セグメント

売上高391百万円（前年同期比84.2%減）、営業利益125百万円（前年同期比54.6%減）となりました。

当連結会計年度末において、以下の不動産の賃貸事業を行っています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設（当社にて保有）
- ・北海道留萌市所在の商業施設（当社にて保有）
- ・三重県多気郡所在の商業施設（連結子会社である合同会社PBTF1にて保有）

北海道釧路市と留萌市に所在の商業施設については、売却時期の見通しが立たないため、2022年4月1日に、販売用不動産から有形固定資産に保有目的を変更しています。これに伴い、北海道釧路市と留萌市に所在の商業施設の売却代金は2023年3月期からは売上に計上されなくなります。三重県の商業施設については、2022年6月10日に売買契約を締結し、2023年3月期には売却を終える方針であり、その後、連結子会社である合同会社PBTF1は清算予定です。これらに伴い、2024年3月期からは、不動産関連事業セグメントを廃止する予定です。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ254百万円減少し、当連結会計年度末には1,848百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれぞれの要因は次の通りです。

A. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、増加した資金は196百万円（前年同期比92.7%の減少）となりました。これは主に営業貸付金の増加額665百万円があった一方で、税金等調整前当期純利益347百万円、預り敷金及び保証金の増加額133百万円による増加等によるものです。

B. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、減少した資金は172百万円（前年同期は増加した資金695百万円）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入310百万円、貸付金の回収による収入431百万円があった一方で、貸付による支出904百万円による減少等によるものです。

C. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、減少した資金は276百万円（前年同期比87.6%の減少）となりました。これは主に短期借入金の返済による支出250百万円があったこと等によるものです。

生産、受注及び販売の実績

A. 生産実績

該当事項はありません。

B. 受注実績

該当事項はありません。

C. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前年同期比(%)
医療関連事業(百万円)	2,079	44.90
不動産関連事業(百万円)	391	84.2
報告セグメント計(百万円)	2,470	36.8
合計(百万円)	2,470	36.8

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しています。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
合同会社ヒロシマ・アセット及び株式会社アスキ	769	19.4	-	-
有限会社小林モータープール	620	15.6	-	-
DCMホームック株式会社	595	15.0	-	-

(注) 10%未満のものは記載を省略しています。

(2) 経営成績等の状況に関する分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

A. 医療関連事業セグメント

売上高2,079百万円(前年同期比44.9%増)、営業利益680百万円(前年同期比16.0%増)となりました。コロナ禍の下、アライアンス先に提供するサービスの重層化に遅れが生じたことにより、事業計画で想定した売上高及び営業利益は未達となりました。しかしながら、アライアンス先医療機関の施設数および、その保有病床数は、2021年3月末の43施設/4,062床から、2022年3月末の70施設/6,481床へ、事業計画を上回る27施設/2,419床の増加となりました。これに伴い、前年同期比では着実に売上高は拡大しました。

当連結会計年度末の医療関連事業セグメントに投下している連結ベースの主な資産は、以下の通りです。

- ・営業貸付金：1,078百万円
- ・短期貸付金：236百万円
- ・1年内回収予定の長期貸付金：167百万円
- ・長期貸付金：1,769百万円
- ・その他：322百万円

なお、2022年5月12日の特別調査委員会の設置、同19日のグローム・マネジメント株式会社代表取締役の解任、2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、医療関連事業の抜本的な再構築を行ってまいります。

B. 不動産関連事業セグメント

売上高391百万円(前年同期比84.2%減)、営業利益125百万円(前年同期比54.6%減)となりました。

当連結会計年度末において、以下の不動産の賃貸事業を行っています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設(当社にて保有)
- ・北海道留萌市所在の商業施設(当社にて保有)
- ・三重県多気郡所在の商業施設(連結子会社である合同会社PBTF1にて保有)

北海道釧路市と留萌市に所在の商業施設については、売却時期の見通しが立たないため、2022年4月1日に、販売用不動産から有形固定資産に保有目的を変更しています。これに伴い、北海道釧路市と留萌市に所在の商業施設の売却代金は2023年3月期からは売上に計上されなくなります。三重県の商業施設については、2022年6月10日に売買契約を締結し、2023年3月期には売却を終える方針であり、その後、連結子会社である合同会社PBTF1は清算予定です。これらに伴い、2024年3月期からは、不動産関連事業セグメントを廃止する予定です。

当連結会計年度末の上記商業施設に関わる主な残高は、以下の通りです。

- ・資産：販売用不動産1,839百万円
- ・負債：1年内返済予定の長期借入金310百万円
- ・負債：長期預り敷金保証金255百万円

C. その他

a. 販売費及び一般管理費

医療関連事業の推進のため、積極的な人員強化を進めるにあたり、ストックオプションや業績連動型の賞与制度を導入しています。税制適格ストックオプションの発行に伴う株式報酬費用として92百万円(前年同期は8百万円)を計上しています。また、業績連動型の賞与制度として税金等調整前当期純利益の15%を従業員の賞与プールとしており、賞与引当繰入額として52百万円(前年同期はゼロ)を計上しています。

医療法人向け営業債権について、貸倒引当金戻入額として10百万円(前年同期は266百万円)を計上しています。なお、貸倒引当金戻入額を控除した場合の医療関連事業のセグメント利益は669百万円(前年同期は320百万円)となります。

b. 持分法適用関連会社である株式会社DAホールディングス

2021年12月期に親会社株主に帰属する当期純利益121百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失975百万円)を計上しています。これに伴い、当社の所有割合29.5%に相当する35百万円を持分法による投資利益(前年同期は持分法による投資損失287百万円)として、当社は当連結会計年度に計上しています。株式会社DAホールディングスは、2016年12月期から2018年12月期に行われた事業を整理したことにより、2017年12月期から2020年12月期にかけて大幅な赤字を計上しましたが、2021年12月期以降の業績は概ね安定すると見込んでいます。

当連結会計年度末の株式会社DAホールディングスに関わる残高は、以下の通りです。

- ・株式会社DAホールディングスに対する投資有価証券：703百万円
- ・その連結子会社である株式会社DAインベストメンツに対する長期貸付金：258百万円

c. 特別利益の明細

- ・資産除去債務戻入益：77百万円(LCモールうれし野売却関連)
- ・固定資産売却益：214百万円(LCモールうれし野売却関連)
- ・受取保険金：10百万円(2020年2月4日設置の社内調査委員会関連)
- ・移転補償料：84百万円(アーク森ビル内での事務所移転関連)
- ・その他：2百万円

d. 特別損失の明細

- ・固定資産除却損：60百万円(アーク森ビル内での事務所移転関連)
- ・関係会社清算損：8百万円(連結子会社2社の清算関連)
- ・特別調査費用：116百万円(2022年5月12日設置の特別調査委員会関連)(注1)
- ・出資金評価損：0百万円
- ・貸付金評価損：60百万円(社団法人貸付関連)
- ・減損損失：3百万円(連結子会社備品関連)
- ・違約金損失：45百万円(東大和事務所解約関連)
- ・債務返還引当金繰入額：90百万円(2022年5月12日設置の特別調査委員会関連)(注1)
- ・その他：3百万円

(注1) 2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書を踏まえ、当社の連結子会社グローム・マネジメント(株)が今後、アライアンス先1法人に対して返還する可能性のある金額を最大で90百万円と想

定し、当連結会計年度において同額を債務返還引当金繰入額として計上しました。また、当連結会計年度において特別調査費用116百万円を計上しました。

e. 清算もしくは休眠予定の連結子会社

- ・グローム・ステイ株式会社：休眠予定です。
- ・合同会社シアトル525：休眠予定です。
- ・合同会社PBTF1：清算予定です。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高1,848百万円に対して有利子負債の残高は310百万円となっています。当社グループの資金需要のうち、主なものは、新規に獲得するアライアンス先医療法人の一部に対して一定期間、資金支援の為、当社グループから行う貸付です。医療法人への貸付内容は、貸付先医療法人の財務・経営状況等により異なりますが、当社グループの自己資本で対応できると考えています。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項」及び (重要な会計上の見積り) に記載の通りです。

この連結財務諸表の作成にあたり、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる要因等に基づき見積り及び判断を行っていますが、見積り特有の不確実性があるために実際の結果は異なる場合があり、結果的に連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。この連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下の通りです。

A. 貸倒引当金

当社グループの事業において、業務委託料等に係る売掛債権と資金の貸付債権に係る回収リスクに備えて過去の貸倒実績をもとに貸倒引当金を算定しています。各債権は毎月回収状況の管理し、遅延発生時は回収に向けた対応をするルールが定められています。しかしながら債権先の資金状況によっては遅延解消に時間がかかるケースもあり、滞納が発生する場合は、個別での引当金を計上しています。貸倒引当金は四半期ごとに見直し、滞納債権は定められたルールでの見積り計上をすることになります。また、債権先の財政状態が債務超過となった場合や、著しく債権の回収が困難と認められる場合にも個別の引当金を計上しています。各債権先の状況を把握したうえで回収リスクや貸倒れリスクに備えています。

B. 出資金の評価

当社グループの事業において、医療関連事業における投資として、一般社団法人への出資をしています。当該出資金が毀損していないか見積り判定を行い、当該一般社団法人の保有資産に著しい価値の下落が発生したと判定した場合には、出資金評価損として損失処理しています。適切な見積りに基づき当該出資金を評価していると考えていますが、急激な経済金融情勢の変化が発生した場合には、翌連結会計年度において追加の出資金評価損の計上が発生する可能性があります。

C. 棚卸資産 (販売用不動産) の評価

当社グループの事業において、販売目的で保有する不動産は、収益性の低下等により期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としています。正味売却価額の算定に当たっては、リーシング状況、市場環境、建設コストの動向等を総合的に勘案していますが、これらの前提条件や仮定に変更が生じ、正味売却価額が減少することとなった場合には、評価損計上の処理が追加が必要となる可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、総額6百万円です。

(医療関連事業)

子会社グローム・マネジメント㈱がノートパソコンに2百万円の設備投資をしています。

上記の他に、主に本社事務所に対するIT環境整備、ノートパソコンのために4百万円の設備投資をしています。また、当連結会計年度において本社事務所を移転したため、これによる設備の除却60百万円がありました。

2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下の通りです。

なお、当連結会計年度において、埼玉県ふじみ野市に保有していた商業施設LCモールうれし野を売却しています。

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

物件名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都港区)	医療関連事業 及び 不動産関連事業	本社機能	80	- (-)	20	100	62 [-]

(注) 1 本社は賃借しています。(賃借料年間56百万円)

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員です。

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
グローム・マ ネジメント㈱	(医)札幌西の峰病院 (北海道札幌市)	医療関連 事業	他 住宅	5	10 (229)	0	16	-

(注) 1 物件は賃貸しています。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備等の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備等の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,070,000
計	17,070,000

発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,051,000	9,051,000	(事業年度末) 東京証券取引所 JASDAQ(グロース) (提出日現在) 東京証券取引所 グロース市場	単元株式数100株
計	9,051,000	9,051,000	-	-

注) 2022年4月4日の東京証券取引所の市場区分の見直しによる新市場区分への移行により、上場金融商品取引所が変更になっています。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

A. 2020年6月26日 取締役会決議によるストックオプション

a. 決議年月日	2020年6月26日
b. 付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名
c. 新株予約権の数(個)	390
d. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,000 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、欄外(注)1の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整するものとする。
e. 新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,040 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、欄外(注)2の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、欄外(注)3の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。
f. 新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2030年6月25日
g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,040 資本組入額 520
h. 新株予約権の行使の条件	権利行使時における条件は設定しない。当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要しない。

i. 新株予約権の取得事由及び条件	新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は当該放棄をした日をもって当社は新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
j. 新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。
k. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数 <p>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 d. に準じて決定する。 ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 e. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。 ・ 新株予約権を行使することができる期間 上記 f. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 f. に定める行使期間の末日までとする。 ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記 g. に準じて決定する。 ・ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。 ・ その他新株予約権の行使の条件 上記 h. に準じて決定する。 ・ 新株予約権の取得に関する事項 上記 j. に準じて決定する。 ・ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年5月31日）にかけては、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

3 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

B.2021年6月29日 取締役会決議によるストックオプション

a. 決議年月日	2021年6月29日
b. 付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名 当社従業員 11名 子会社グローム・マネジメント株式会社の従業員 38名
c. 新株予約権の数(個)	2,020
d. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 202,000 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、欄外(注)1の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整するものとする。
e. 新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,710 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、欄外(注)2の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は、欄外(注)3の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。 さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。
f. 新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月28日
g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,710 資本組入額 855
h. 新株予約権の行使の条件	権利行使時における条件は設定しない。但し、当社又は当社子会社の従業員が割り当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは子会社の従業員の地位にあることを要する。
i. 新株予約権の取得事由及び条件	新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は当該放棄をした日をもって当社は新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
j. 新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。
	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 ・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

k. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 再編対象会社の普通株式とする。
- ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 d. に準じて決定する。
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 e. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ・新株予約権を行使することができる期間
上記 f. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 f. に定める行使期間の末日までとする。
 - ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 g. に準じて決定する。
 - ・譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
 - ・その他新株予約権の行使の条件
上記 h. に準じて決定する。
 - ・新株予約権の取得に関する事項
上記 j. に準じて決定する。
 - ・その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年5月31日）にかけては、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

3 計算式は以下の通りです。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年12月16日(注1)	3,490,600	9,051,000	1,850	3,049	1,850	3,012

(注)1 2020年12月16日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により発行済株式の総数は3,490,600株増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	19	30	18	4	1,505	1,577	-
所有株式数(単元)	-	74	2,796	9,091	31,195	132	47,212	90,500	1,000
所有株式数の割合(%)	-	0.08	3.09	10.05	34.47	0.15	52.16	100.00	-

(注)自己株式570株は、「個人その他」に5単元及び「単元未満株式の状況」に70株を含めて記載しています。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENTS LIMITED	17TH FLOOR, V HEUN BUILDING, 138 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG	3,040,600	33.59
金子 修	東京都武蔵野市	968,800	10.70
普濟堂株式会社	東京都中央区築地7丁目11-5	611,000	6.75
吉岡 裕之	大阪府茨木市	430,000	4.75
田中 龍平	福岡県北九州市小倉北区	400,000	4.41
江川 源	東京都品川区	381,000	4.20
青山 英男	東京都世田谷区	172,400	1.90
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館6階	168,500	1.86
黄 俊利	千葉県浦安市	150,000	1.65
株式会社リジェンワークス	神奈川県横浜市金沢区柳町18-6	140,900	1.55
計	-	6,463,200	71.41

(7)【議決権の状況】

発行済株式

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,049,500	90,450	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	9,051,000	-	-
総株主の議決権	-	90,450	-

自己株式等

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
グローム・ホールディング ス株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番 32号	500	-	500	0.00
計	-	500	-	500	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	30	48,750
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	570	-	570	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

3【配当政策】

親会社株主に帰属する当期純利益の概ね15%に相当する金額を、期末配当として年1回、配当することを基本方針とします。この基本方針に基づき、当期の期末配当については、1株当たり6円として2022年6月27日開催の第30回株主総会にて決議されました。

なお、配当の決定機関は株主総会ですが、当社は取締役会による決議により会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

A. 有価証券報告書提出日現在（2022年6月28日）

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、医療関連事業を基幹事業に据え、健康を希求する社会の一員として企業の社会的使命を果たすことを事業上の重要課題として認識し、着実に成長・発展し続けられるように一層強固な経営基盤の構築を目指しています。

この課題を実現するため、当社では、

- ・我々の経営指導等により医療機関の持続性を確かなものとし、患者様の幸せに貢献する。
- ・グループの全役職員が誇りを持って働ける職場環境を提供する。
- ・成果を市場を通して社会に還元する。

という「Our Purpose and Mission」を掲げ、企業活動とステーク・ホルダーの皆様との関係の調和に鋭意尽くす所存です。

また、当社では、「グローム役職員の行動準則」として、「遵法・人・利益・株主」の各項目に対する基本的な行動基準を定め、グループの全役職員が取るべき行動の指針を公表しています。

さらに、当社は、「ESGへの取り組み」として、「環境・社会・ガバナンス」に対する基本的な取り組み方針を定め、これらの分野における具体的な指針を公表しています。特に「ガバナンス」の分野では、

- ・コーポレートガバナンス・コードの全原則への対応を進める。
 - ・役職員に対して適時適切なコンプライアンス研修を提供する。
 - ・顧客である医療機関による情報開示を強力にサポートする。
- を掲げ、当社グループ内のみならず、アライアンス先医療機関の情報開示へのサポートを実施していくこととしています。

こうした中、当社はグループの経営戦略立案と子会社統括の機能を担い、各事業への効果的な経営資源の配分を行うことにより、持続的な成長を図り、企業価値の向上に努めています。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、当社およびグループ各社の事業と業務の執行状況に関する監視・監督活動を適切に行い、グループ全体を的確に経営管理していく仕組みを構築することに努め、取締役会と監査役・監査役会とが緊密な連携をとるとともに、当社とグループ各社の事業管理機関との相互の情報伝達を通じて、グループ全体を適切に経営管理していくことを基本に、グループ全体の事業目的の達成と社会的責任を果たすことを基本的な考え方としています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、企業統治の基本体制として取締役会、監査役・監査役会を設置しています。

取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されています。原則として月1回、又必要に応じて随時開催し、法令及び当社規程により定められた事項や経営上の重要事項、業務執行上の重要事項について報告又は審議の上決議を行っています。

監査役は3名（常勤1名、非常勤2名）であり、うち2名が社外監査役で構成されており、監査役会は原則として月1回、又必要に応じて随時開催しています。監査役は、社内の重要会議への出席、重要文書の閲覧及び役職員との面談等を通じて、取締役の職務の適法性及び妥当性の監査を行っています。

また、当社及びグループ各社の経営管理上、横断的に対処すべき諸問題に対応するために、社長と当社の重要な事業子会社の常勤の全取締役、監査役及び関連部門の責任者等をメンバーとする経営企画会議、重要な事業子会社の常勤の全取締役、監査役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、また内部統制委員会等の会議体や委員会を設置し、対象とする分野における諸問題についてグループ全体のモニタリングを行い、当社及びグループ各社の経営管理者に的確な情報を伝達、適切な管理ができるように体制を整備しています。

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、自社業務に知識・経験を有する社内取締役と、企業経営、海外等に関する幅広い経験と見識を有する社外取締役とが取締役会を構成することで、業務執行に関する適切な意思決定を実現するとともに、自社の事業活動を日常的にモニタリングする社内監査役と、法律・コンプライアンス、医療分野等当社事業に関連する専門分野における知識・経験に基づく見識を有する独立性のある社外監査役が監査にあたることにより、取締役会・監査役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを企図して当該体制を採用していました。

しかし、2022年5月12日に公表した当社連結子会社による不正な取引の可能性による決算公表の延期及び特別調査委員会の設置に伴い、当該体制を見直し、監査等委員会設置会社への体制変更を、2022年6月27日開催の第30回定時株主総会で決議いただきました。当該体制変更は、当該定時株主総会の継続会終了後から効力発生いたしますが、取締役会に係る監査等委員である取締役の関与と責任を一層深めることとなり、更に弁護士・公認会計士を社外監査等委員である取締役に配するなど、コンプライアンス経営に一層注力するための体制づくりの一環と位置付けています。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は次の通りです。

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、当社グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制の整備に関する基本方針」に則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることと、その継続的な改善に努めています。

・取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローム・グループ」という。）を統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行うとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- イ．当社では、取締役会がグローム・グループの経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。
- ロ．取締役は、グローム・グループが、医療関連事業に携わり、アライアンス先医療機関利用者及び関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、医療機関経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を形成する。
- ハ．コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役員に適用する。運用は、コンプライアンス委員会が対応し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。
- ニ．取締役会は、当社及びグローム・グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。
- ホ．当社は、業務を遂行するに際して稟議等により決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みとなっている。
- ヘ．内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の確保に努めている。
- ト．当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように努めている。
具体的な取り組みとして、
 - ・反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。
 - ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。
 - ・反社会的勢力との関係を持たないように外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力でないか調査を行う。
- チ．内部通報規程を制定し、コンプライアンス違反の発見と内部通報者の保護を行う。
- リ．ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、当社及び子会社の役員職員に対して、定期的に研修を実施する。

[運用状況の概要]

- イ．当社は、事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は取締役5名中2名を社外取締役に構成し、経営執行の監視を行っています。
- ロ．当社は、グローム・グループとして、医療関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。
- ハ．グローム・グループ全社に適用される「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。
- ニ．内部統制各担当分野に関する責任部門を関係会社管理規程において「連携推進部署」として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。
- ホ．電子稟議システムを導入し、稟議申請規程に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野の視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手続き状況を効率的に記録しています。
- ヘ．業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、公認内部監査人資格を有する監査員が内部監査計画に基づき内部監査を実施しています。
- ト．反社会的勢力との取引排除のため反社会的勢力取引排除等規程を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- チ．グローム・グループ全社に適用される「内部通報規程」を制定し、退職後1年以内の者を含め、全役職員から通報・相談を受け付け、通報者・相談者についての秘密保持と個人情報保護を徹底するほか、不当な差別を受けることを禁止した上で、グループ各社での不正行為等のリスク情報の収集と調査並びに是正の対応を行うことができる体制を構築しています。
- リ．コンプライアンスに関する研修を通じて情報提供と啓発を行うため、グローム・グループの全役職員を対象にした研修を継続的に実施し、ビジネス倫理と法令遵守の実践を推進しています。

．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

当社は文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面又は電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、使用人に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

[運用状況の概要]

当社は文書管理規程を制定し、作成した株主総会、取締役会等の重要会議の議事録等の重要文書を、適宜、書面及び電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理しています。

また、電子稟議システムも導入し、重要案件の決裁と決裁文書の保管及び保管に関しての手続きを明瞭化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

グローム・グループ全体に適用されるリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理統括責任者およびリスク管理責任者を配置し、原則毎週開催される経営企画会議にてリスク管理責任者がリスクに関する報告を行うことにより、事業や業務の目標・目的の達成に影響を与え、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせる事象を発生させる可能性のあるリスクについて、適切な対応と会社損失の最小化に努め、事業の継続と企業としての信頼性確保を図ることとする。

また、リスク情報については、当社への情報伝達とグループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

[運用状況の概要]

リスク管理体制を強化し、確実な運用が図られるように当期においてリスクマネジメント規程を改定し、グローム・グループ各社のリスクに関する情報は、当社代表取締役社長がリスク管理統括責任者、グローム・グループ各社の主要部門からの経営企画会議参加者がリスク管理責任者となり、情報収集を実施し、定期的に経営企画会議で報告されることに変更しています。なお、リスクの高い事項等については適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めることとしています。

．当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[体制]

当社は、取締役会がグローム・グループの経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

イ．経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。

ロ．代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。

また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

[運用状況の概要]

当社は、中期経営計画を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が経営管理を行い、当社の代表取締役が参加する定例及び随時のミーティングにおいて情報の共有化と方向性の確認を行っているほか、取締役会において事業状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[体制]

イ．当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に応じて管理する事項を見極め、グローム・グループにおける業務の適正を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実を柱とする体制を構築する。

また、当社は、当社企業集団のガバナンスに係る重要事項、並びに当社と子会社間の重要な取引につき、当社取締役会の付議事項としている。

ロ．当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に報告することを求めている。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画管理室の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

[運用状況の概要]

イ．子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業及び経営管理とコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を当社に設置し、各子会社に対して必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。

ロ．当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告が行われ、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。

．監査役会の職務を補助すべき使用人に関する体制

[体制]

当社は、監査役会事務局として内部監査室が監査役会の業務を補助する。

[運用状況の概要]

監査役会の事務局として内部監査室及び総務チームが監査役会の業務の補助を行うとともに、監査役会は会計監査人及び内部監査室と監査の実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

．上記 への使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

当社は、内部監査室の人選にあたっては、代表取締役は常勤監査役の意見を聞く。また、内部監査規程において、監査役会の職務を補助すべき使用人は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものと定める。

[運用状況の概要]

内部監査室の人員の選任の際は、常勤監査役が候補者と直接面談するなどし、意見を述べています。また、内部監査規程に、「内部監査室長は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定を記載しています。

・取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

[体制]

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査役への報告する以下の体制を整備する。

- イ．監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
- ロ．当社の監査役が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
- ハ．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制
- ニ．監査役又は監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。コンプライアンスに抵触する行為等について監査役会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

[運用状況の概要]

- イ．監査役は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録及び重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
- ロ．監査役は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に説明や資料の提出を行っています。
- ハ．重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査役に連絡するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- ニ．当社の常勤監査役がグローム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査役等にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように内部通報規程に明示し、運用されています。

・監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

[体制]

監査役が監査役監査の実施について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査役の監査業務について生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

[運用状況の概要]

監査役職務の執行について生じる費用又は債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

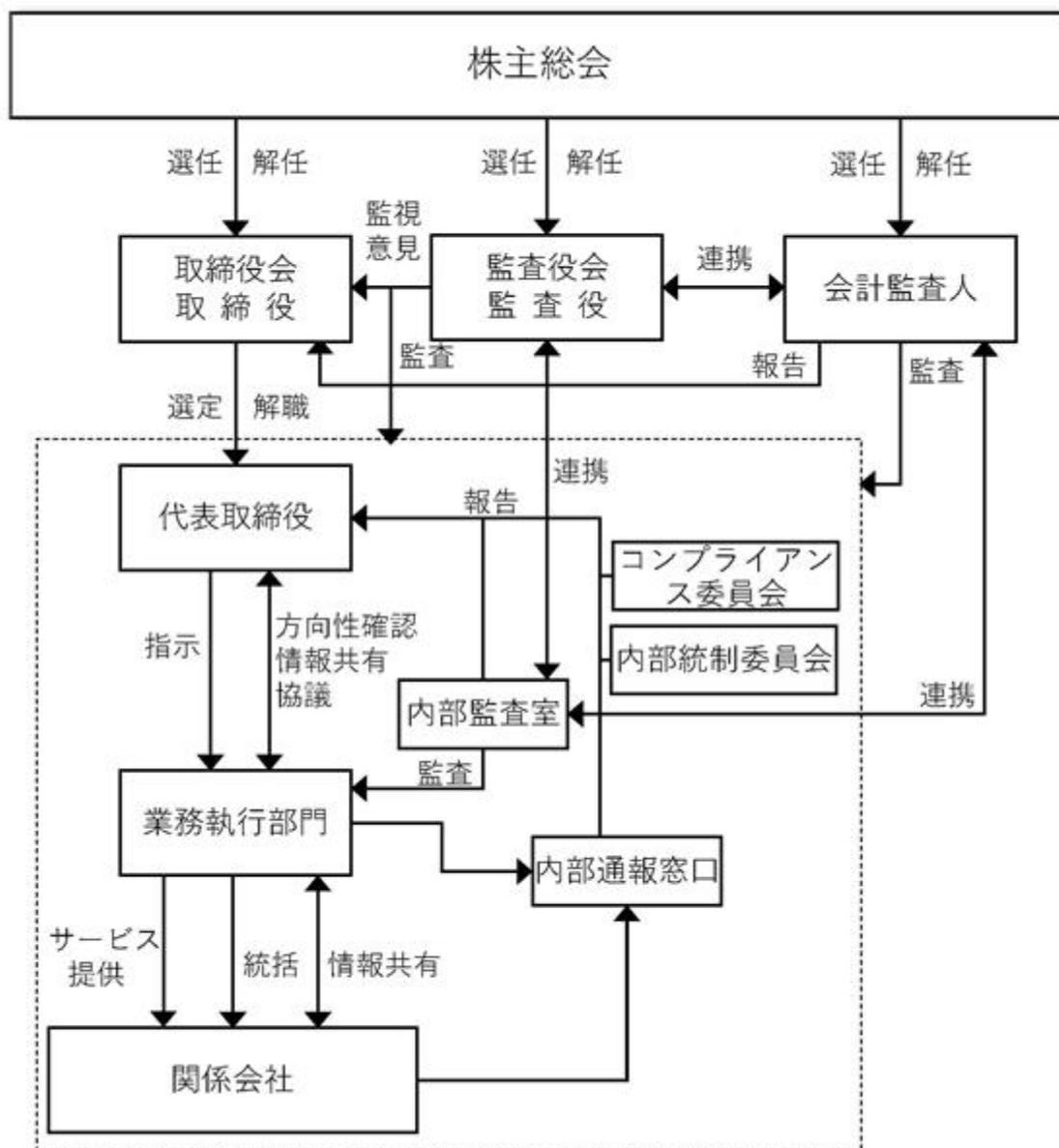
[体制]

監査役は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

[運用状況の概要]

監査役は、重要会議に出席するほか、グローム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と重要会議に出席するなど小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、必要な情報を収集や意見交換を行っています。

当社の業務執行体制、経営監視および内部統制の仕組みは以下の図の通りです。



b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社及び連結子会社から成る企業集団における事業リスク及び業務リスクに対して、会社損失の最小化と事業継続に努め、各リスクへの適切な対応と企業としての信頼性確保を図るための管理体制を整備しています。事業リスク及び組織横断的なリスクに関する情報については、週次で開催され、当社及び子会社の主要な役職員が出席する定例会議で共有されるほか、経営企画管理、財務・経理、法務、人事、総務、内部監査等の機能を有する各部門が、連携推進部署として、電子稟議システムを利用するなどし、当社及び子会社のリスク情報に関してモニタリングし、必要な支援、指導を行える環境を整えています。

グループ各社の各部門で所管する業務に付随するリスクに関しては、各社の業務担当部門が、リスクの監視、報告、対応、予防等の実施に必要な管理を行っています。

また、リスク情報の伝達のためには、職制による伝達経路以外に内部通報の窓口も複数設置し、プライバシーの保護と不当な差別の禁止を規定した上で、役職員に対してリスクの疑義のある事象について積極的に報告・相談を行うことを奨励しています。

なお、当社では複数の法律事務所等の専門職サービスを提供する機関と顧問契約・業務委託契約を締結し、企業経営及び業務遂行上の様々な疑義が発生した場合は、内容に応じて専門家からの意見を適宜受けられる体制を取っています。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、当社子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行っています。当社子会社の経営成績、財務状況については、定期的に、その他重要な事項が発生した場合は都度、当社への報告を義務付けています。また、当社は、関係会社管理規程を定め、当社内に人事・法務・財務・経理など、各側面から当社子会社との内部統制の連携を横断的に担当する制度を導入しており、子会社全体を網羅的、統括的に管理しています。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と取締役何清氏及び取締役徐柱良氏の2氏、当社と監査等委員堂野達之氏及び松野直従氏の2氏とはそれぞれ損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

e. 補償契約の内容の概要等

該当する契約はありません。

f. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しています。

次回更新時には同内容での更新を予定しています。

g. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めています。

h. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。

i. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

・当社は機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めています。

・当社は取締役が職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の規定された取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。

・当社は機動的な株主への利益還元を可能とすることを目的とし、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めています。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

k. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のありかたに関する基本方針については、特に定めていません。

B.2022年6月27日開催の2022年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「定款一部変更の件」が承認可決なされ、監査等委員会設置会社への体制変更が決定しておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は2022年7月28日に本総会の継続会を開催いたします。当該体制変更は、当該定時株主総会の継続会終了後から効力発生いたしますので、本継続会終了後のコーポレート・ガバナンスの概要は以下の通りとなります。なお、本継続会終了後同日中に開催予定の取締役会及び監査等委員会において予定される決議事項の内容を含めて記載しています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、医療関連事業を基幹事業に据え、健康を希求する社会の一員として企業の社会的使命を果たすことを事業上の重要課題として認識し、着実に成長・発展し続けられるように一層強固な経営基盤の構築を目指しています。

この課題を実現するため、当社では、

- ・我々の経営指導等により医療機関の持続性を確かなものとし、患者様の幸せに貢献する。
- ・グループの全役職員が誇りを持って働ける職場環境を提供する。
- ・成果を市場を通して社会に還元する。

という「Our Purpose and Mission」を掲げ、企業活動とステーク・ホルダーの皆様との関係の調和に鋭意尽くす所存です。

また、当社では、「グローム役職員の行動準則」として、「遵法・人・利益・株主」の各項目に対する基本的な行動基準を定め、グループの全役職員が取るべき行動の指針を公表しています。

さらに、当社は、「ESGへの取り組み」として、「環境・社会・ガバナンス」に対する基本的な取り組み方針を定め、これらの分野における具体的な指針を公表しています。特に「ガバナンス」の分野では、

- ・コーポレートガバナンス・コードの全原則への対応を進める。
- ・役職員に対して適時適切なコンプライアンス研修を提供する。
- ・顧客である医療機関による情報開示を強力にサポートする。

を掲げ、当社グループ内のみならず、アライアンス先医療機関の情報開示へのサポートを実施していくこととしています。

こうした中、当社はグループの経営戦略立案と子会社統括の機能を担い、各事業への効果的な経営資源の配分を行うことにより、持続的な成長を図り、企業価値の向上に努めています。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、当社およびグループ各社の事業と業務の執行状況に関する監視・監督活動を適切に行い、グループ全体を的確に経営管理していく仕組みを構築することに努め、取締役会と監査等委員・監査等委員会とが緊密な連携をとるとともに、当社とグループ各社の事業管理機関との相互の情報伝達を通じて、グループ全体を適切に経営管理していくことを基本に、グループ全体の事業目的の達成と社会的責任を果たすことを基本的な考え方としています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、企業統治の基本体制として取締役会、監査等委員・監査等委員会を設置しています。

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されています。原則として月1回、又必要に応じて随時開催し、法令及び当社規程により定められた事項や経営上の重要事項、業務執行上の重要事項について報告又は審議の上決議を行っています。

監査等委員である取締役は3名（常勤1名、非常勤2名）であり、うち2名が社外取締役で構成されています。監査等委員会は原則として月1回、又必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、社内の重要会議への出席、重要文書の閲覧及び役職員との面談等を通じて、取締役の職務の適法性及び妥当性の監査を行っています。

また、当社及びグループ各社の経営管理上、横断的に対処すべき諸問題に対応するために、社長と当社の重要な事業子会社の常勤の全取締役、監査役及び関連部門の責任者等をメンバーとする経営企画会議、重要な事業子会社の常勤の全取締役、監査役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、また内部統制委員会等の会議体や委員会を設置し、対象とする分野における諸問題についてグループ全体のモニタリングを行い、当社及びグループ各社の経営管理者に的確な情報を伝達、適切な管理ができるように体制を整備しています。

b. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、自社業容に知識・経験を有する社内取締役と、企業経営、法律・コンプライアンス、財務・会計、海外等に関する幅広い経験と見識を有する社外取締役とが取締役会を構成することで、業務執行に関する適切な意思決定を実現するとともに、自社の事業活動を日常的にモニタリングする社内監査等委員と、法律・コンプライアンス、財務・会計、海外等における知識・経験に基づく見識を有する独立性のある社外監査等委員が監査にあたることにより、取締役会・監査等委員会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを企図して当該体制を採用しています。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は次の通りです。

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、当社グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制の整備に関する基本方針」に則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることと、その継続的な改善に努めています。

・取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローム・グループ」という。）を統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行うとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- イ．当社では、取締役会がグローム・グループの経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。
- ロ．取締役は、グローム・グループが、医療関連事業に携わり、アライアンス先医療機関利用者及び関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、医療機関経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を形成する。
- ハ．コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役職員に適用する。運用は、コンプライアンス委員会が対応し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。
- ニ．取締役会は、当社及びグローム・グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。
- ホ．当社は、業務を遂行するに際して稟議等により決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みとなっている。
- ヘ．内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の確保に努めている。
- ト．当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように努めている。
具体的な取り組みとして、
 - ・反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。
 - ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。
 - ・反社会的勢力との関係を持たないように外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力でないか調査を行う。
- チ．内部通報規程を制定し、コンプライアンス違反の発見と内部通報者の保護を行う。
- リ．ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、当社及び子会社の役職員に対して、定期的に研修を実施する。

[運用状況の概要]

- イ．当社は、事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は取締役7名中5名を社外取締役により構成し、経営執行の監視を行っています。
- ロ．当社は、グローム・グループとして、医療関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。
- ハ．グローム・グループ全社に適用される「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。
- ニ．内部統制各担当分野に関する責任部門を関係会社管理規程において「連携推進部署」として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。
- ホ．電子稟議システムを導入し、稟議申請規程に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野の視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手続き状況を効率的に記録しています。
- ヘ．業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、公認内部監査人資格を有する監査員が内部監査計画に基づき内部監査を実施しています。
- ト．反社会的勢力との取引排除のため反社会的勢力取引排除等規程を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- チ．グローム・グループ全社に適用される「内部通報規程」を制定し、退職後1年以内の者を含め、全役職員から通報・相談を受け付け、通報者・相談者についての秘密保持と個人情報保護を徹底するほか、不当な差別を受けることを禁止した上で、グループ各社での不正行為等のリスク情報の収集と調査並びに是正の対応を行うことができる体制を構築しています。
- リ．コンプライアンスに関する研修を通じて情報提供と啓発を行うため、グローム・グループの全役職員を対象にした研修を継続的に実施し、ビジネス倫理と法令遵守の実践を推進しています。

．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[体制]

当社は文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面又は電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、使用人に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

[運用状況の概要]

当社は文書管理規程を制定し、作成した株主総会、取締役会等の重要会議の議事録等の重要文書を、適宜、書面及び電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理しています。

また、電子稟議システムも導入し、重要案件の決裁と決裁文書の保管及び保管に関しての手続きを明瞭化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[体制]

グローム・グループ全体に適用されるリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理統括責任者及びリスク管理責任者を配置し、原則毎週開催される経営企画会議にてリスク管理責任者がリスクに関する報告を行うことにより、事業や業務の目標・目的の達成に影響を与え、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせる事象を発生させる可能性のあるリスクについて、適切な対応と会社損失の最小化に努め、事業の継続と企業としての信頼性確保を図ることとする。

また、リスク情報については、当社への情報伝達とグループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

[運用状況の概要]

リスク管理体制を強化し、確実な運用が図られるように当期においてリスクマネジメント規程を改定し、グローム・グループ各社のリスクに関する情報は、当社代表取締役社長がリスク管理統括責任者、グローム・グループ各社の主要部門からの経営企画会議参加者がリスク管理責任者となり、情報収集を実施し、定期的に経営企画会議で報告されることに変更しています。なお、リスクの高い事項等については適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めることとしています。

．当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[体制]

当社は、取締役会がグローム・グループの経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

イ．経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。

ロ．代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。

また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

[運用状況の概要]

当社は、中期経営計画を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が経営管理を行い、当社の代表取締役が参加する定例及び随時のミーティングにおいて情報の共有化と方向性の確認を行っているほか、取締役会において事業状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[体制]

イ．当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に応じて管理する事項を見極め、グローム・グループにおける業務の適正を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実を柱とする体制を構築する。

また、当社は、当社企業集団のガバナンスに係る重要事項、並びに当社と子会社間の重要な取引につき、当社取締役会の付議事項としている。

ロ．当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に報告することを求めている。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画管理室の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

[運用状況の概要]

イ．子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業及び経営管理とコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を当社に設置し、各子会社に対して必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。

ロ．当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告が行われ、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。

．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

[体制]

当社は、監査等委員会事務局として内部監査室が監査等委員会の業務を補助する。

[運用状況の概要]

監査等委員会の事務局として内部監査室及び総務チームが監査等委員会の業務の補助を行うとともに、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と監査の実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

．上記への使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

当社は、内部監査室の選任にあたっては、代表取締役は監査等委員の意見を聞く。また、内部監査規程において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものと定める。

[運用状況の概要]

内部監査室の人員の選任の際は、監査等委員が候補者と直接面談するなどし、意見を述べています。また、内部監査規程に、「内部監査室長は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定を記載しています。

・取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

[体制]

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査等委員への報告する以下の体制を整備する。

- イ．監査等委員が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
- ロ．当社の監査等委員が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
- ハ．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会又は監査等委員に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査等委員会または監査等委員に対して報告する体制
- ニ．監査等委員又は監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。コンプライアンスに抵触する行為等について監査等委員会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

[運用状況の概要]

- イ．監査等委員は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録及び重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
- ロ．監査等委員は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査等委員に説明や資料の提出を行っています。
- ハ．重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査等委員に連絡するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員に報告します。
- ニ．当社の監査等委員がグローーム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査等委員等にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように内部通報規程に明示し、運用されています。

・監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

[体制]

監査等委員が監査等委員監査の実施について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査等委員の監査業務について生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

[運用状況の概要]

監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

・その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[体制]

監査等委員は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

[運用状況の概要]

監査等委員は、重要会議に出席するほか、グローーム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と重要会議に出席するなど小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、必要な情報を収集や意見交換を行っています。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、当社子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行っています。当社子会社の経営成績、財務状況については、定期的に、その他重要な事項が発生した場合は都度、当社への報告を義務付けています。また、当社は、関係会社管理規程を定め、当社内に人事・法務・財務・経理など、各側面から当社子会社との内部統制の連携を横断的に担当する制度を導入しており、子会社全体を網羅的、統括的に管理しています。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と取締役藤本一郎氏、取締役何清氏及び取締役徐柱良氏の3氏、当社と監査等委員山口公明氏、堂野達之氏及び真鍋恵美子氏の3氏とはそれぞれ損害賠償責任を限定する契約を締結の予定です。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

e. 補償契約の内容の概要等

該当する契約はありません。

f. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しています。

次回更新時には同内容での更新を予定しています。

g. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内（うち監査等委員である取締役は5名以内）とする旨を定款に定めています。

h. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。

i. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

・当社は機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めています。

・当社は取締役が職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び第30回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。

・当社は機動的な株主への利益還元を可能とすることを目的とし、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めています。

j. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

k. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のありかたに関する基本方針については、特に定めていません。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

A. 有価証券報告書提出日現在 (2022年 6 月28日)

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	宮 下 仁	1965年 4 月 8 日生	1988年 4 月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 2004年 2 月 株式会社ダヴィンチ・アドバイ ザーズ(現株式会社DAインベ ストメンツ) 2011年 7 月 グリーンオーク・インベストメ ント・マネジメント株式会社 2019年 7 月 当社経営企画室長 2020年 6 月 当社代表取締役社長(現任) 2021年 1 月 グローム・ワークサポート株式 会社代表取締役社長(現任) 2022年 5 月 グローム・マネジメント株式会 社代表取締役社長(現任)	注3	- 株
取締役	橋 本 和 久	1975年11月16日生	1999年 4 月 麻生商事株式会社 2003年 4 月 株式会社麻生 2008年 6 月 アスメディックス株式会社 取締役 2011年 5 月 社会福祉法人宇治病院 理事・評議員 2013年 5 月 株式会社キューブリック 2014年 6 月 医療法人弥栄病院 2016年 2 月 有限会社ダヴィンチ・コミュニ ティー(現有限会社セコイア・イ ンベストメント) 2016年 4 月 株式会社ダヴィンチ・アドバイ ザーズ(現株式会社DAインベ ストメンツ) 2017年 4 月 株式会社LCパートナーズ メディカル事業本部長 2017年11月 株式会社LCメディコム(現グ ローム・マネジメント株式会社) 取締役 2018年 6 月 株式会社LCメディコム(現グ ローム・マネジメント株式会社) 代表取締役社長 2018年 6 月 当社取締役(現任)	注3	- 株
取締役	山 口 公 明	1950年 3 月30日生	1973年 4 月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 1991年 8 月 キタービーボディ証券会社 東京支店 投資銀行本部長 1995年 2 月 モルガングレンフェルジャパンリ ミテッド東京支店 投資銀行本部長 2003年 6 月 GEコンシューマー・ファイナンス 株式会社 専務取締役 2005年 2 月 株式会社新生銀行(出向) 2005年 2 月 株式会社アプラス 代表取締役専務 2011年 6 月 株式会社東京スター銀行 代表執行役副頭取 2016年 6 月 株式会社アコーディアゴルフ 社外取締役 2016年 6 月 セントケアホールディングス株式 会社 社外取締役(現任) 2016年 7 月 株式会社東横インホテル 企画開発取締役 2020年 6 月 ワンアジア証券株式会社 取締役会長 2020年 6 月 当社取締役会長 2021年 6 月 当社取締役(現任) 2022年 5 月 グローム・マネジメント株式会 社監査役(現任)	注3	- 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	何 清	1968年4月25日生	1993年5月 北京中之旅商務會議服務有限公司 最高財務責任者 1994年10月 北京外企航空服務有限公司 最高財務責任者 2009年10月 北京北大青鳥有限責任公司 副總裁(現任) 2017年4月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)	注3	- 株
取締役	徐 柱 良	1969年10月6日生	1991年4月 山西天成海洋エネルギー化学有限公司 2000年10月 山西GELAIMA科技有限公司 2009年1月 北大青鳥グループ副總裁(現任) 2013年1月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事 2017年12月 くにうみエナジー株式会社 代表取締役 2018年4月 ワンアジア証券株式会社 取締役 2019年10月 当社取締役(現任) 2020年3月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事兼董事局主席(現任)	注3	- 株
監査役	金 重 凱 之	1945年4月5日生	1969年4月 警察庁 1980年5月 外務省 在米日本大使館一等書記官 1990年8月 防衛庁(現防衛省) 防衛局調査第一課長 1993年8月 内閣官房 内閣総理大臣秘書官 1997年4月 警察庁 総務審議官 1999年1月 警察庁 警備局長 2003年5月 株式会社国際危機管理機構 代表取締役社長 2014年12月 株式会社LCレンディング 社外取締役 2015年8月 タマホーム株式会社 社外取締役(現任) 2019年6月 株式会社国際危機管理機構 創業者 最高顧問(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員) 2019年10月 株式会社LCパートナーズ 監査役 2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外監査役(現任) 2019年11月 グローム・マネジメント株式会社 監査役 2020年6月 当社監査役(現任)	注3	- 株
監査役	堂 野 達 之	1971年8月17日生	2000年4月 弁護士登録 三井・今井・池田 法律事務所 2003年6月 株式会社ロジコム 社外監査役 2007年1月 堂野法律事務所 パートナー 2017年1月 堂野法律事務所 所長(現任) 2019年10月 当社監査役(現任)	注3	- 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	松野直徒	1957年4月9日生	1992年1月 米国Baylor University Medical Center, Wisconsin University留学 1995年2月 東京医科大学 外科 講師 2003年11月 東京医科大学 外科 助教授 2004年11月 中華人民共和国 鄭州大学外科客員教授(現任) 2007年9月 ルーマニア外科学会 名誉会員(現任) 2009年1月 板橋中央総合病院医長 2010年4月 東戸塚記念病院外臓病センター長 2012年7月 大和病院肝臓病血液浄化センター 長 2013年6月 NPO法人Life Bridge Japan顧問 2013年10月 国立成育医療研究センター 特任研究員 2014年7月 旭川医科大学 肝胆膵移植外科 講師(現任) 2017年4月 旭川医科大学 移植工医学治療開 発講座 特任教授(現任) 2018年10月 株式会社LCメディコム(現グロー ム・マネジメント株式会社) OPERATION ADVISOR(現任) 2019年4月 旭川医大病院卒後臨床研修セン ター、専門医育成管理センター副 センター長(現任) 2019年6月 NPO法人Life Bridge Japan 副理事長(現任) 2019年10月 当社監査役(現任)	注3	- 株
計					- 株

(注) 1 何清氏及び徐柱良氏は、社外取締役です。

2 堂野達之氏及び松野直徒氏は、社外監査役です。

3 2022年3月期に係る定時株主総会継続会の終結の時までです。

4 各役員の所有する当社株式の数は、当期末(2022年3月31日)現在の株式数を記載しています。

B. 2022年6月27日開催の2022年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決なされ、それぞれ取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役が選任されておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は2022年7月28日に本総会の継続会を開催いたします。選任されたそれぞれの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役は、本継続会終結の時をもって就任いたしますので、本継続会終結後の役員の状況は下記の通りとなります。なお、本継続会終結後同日中に開催予定の取締役会及び監査等委員会において予定される決議事項の内容を含めて記載しています。

男性5名 女性2名（役員のうち女性の比率28.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	宮 下 仁	1965年4月8日生	1988年4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 2004年2月 株式会社グヴィンチ・アドバイ ザーズ(現株式会社DAインベ ストメンツ) 2011年7月 グリーンオーク・インベストメ ント・マネジメント株式会社 2019年7月 当社経営企画室長 2020年6月 当社代表取締役社長(現任) 2021年1月 グローム・ワークサポート株式 会社代表取締役社長(現任) 2022年5月 グローム・マネジメント株式会 社代表取締役社長(現任)	注3	- 株
取締役	藤 本 一 郎	1975年11月16日生	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 ア ソシエイト(弁護士) 2006年9月 Squire Sanders(現 Squire Patton Boggs)ロサンゼルス事務 所(客員弁護士) 2007年9月 上海兆辰匯亜律師事務所(現 上 海上海瀾亭律師事務所)(客員弁 護士) 2009年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社 員(弁護士) 2012年9月 神戸大学法科大学院 非常勤講師 (現任) 2014年11月 一般財団法人中辻創智社 理事 (現任) 2015年2月 深圳鑫金浪電子有限公司 副董事 長(現任) 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表 社員(弁護士)(現任) 2018年4月 同志社大学法科大学院 客員教授 (現任) 2019年4月 扶和ドローン株式会社 監査役 (現任) 2019年10月 当社社外取締役 2019年12月 株式会社アジアゲートホールディ ングス 社外取締役(監査等委 員)(現任) 2022年7月 当社社外取締役(現任)	注3	- 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	何 清	1968年4月25日生	1993年5月 北京中之旅商務會議服務有限公司 最高財務責任者 1994年10月 北京外企航空服務有限公司 最高財務責任者 2009年10月 北京北大青島有限責任公司 副總裁(現任) 2017年4月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	注3	- 株
取締役	徐 柱 良	1969年10月6日生	1991年4月 山西天成海洋エネルギー化学有限公司 2000年10月 山西GELAIMA科技有限公司 2009年1月 北大青島グループ副總裁(現任) 2013年1月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事 2017年12月 くにうみエナジー株式会社 代表取締役 2018年4月 ワンアジア証券株式会社 取締役 2019年10月 当社社外取締役(現任) 2020年3月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事兼董事局主席(現任)	注3	- 株
取締役 監査等委員	山 口 公 明	1950年3月30日生	1973年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 1991年8月 キタービーボディ証券会社 東京支店 投資銀行本部長 1995年2月 モルガングレンフェルジャパンリミテッド東京支店 投資銀行本部長 2003年6月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社 専務取締役 2005年2月 株式会社新生銀行(出向) 2005年2月 株式会社アプラス 代表取締役専務 2011年6月 株式会社東京スター銀行 代表執行役副頭取 2016年6月 株式会社アコーディアゴルフ 社外取締役 2016年6月 セントケアホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2016年7月 株式会社東横インホテル 企画開発取締役 2020年6月 ワンアジア証券株式会社 取締役会長 2020年6月 当社取締役会長 2021年6月 当社取締役 2022年5月 グローム・マネジメント株式会社 監査役(現任) 2022年7月 当社取締役(監査等委員)(現任)	注4	- 株
取締役 監査等委員	堂 野 達 之	1971年8月17日生	2000年4月 弁護士登録 三井・今井・池田法律事務所 2003年6月 株式会社ロジコム 社外監査役 2007年1月 堂野法律事務所 パートナー 2017年1月 堂野法律事務所 所長(現任) 2019年10月 当社社外監査役 2022年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	注4	- 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	真 鍋 恵 美 子	1979年7月27日生	2003年10月 監査法人トーマツ東京事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2007年8月 公認会計士登録 2010年7月 公認会計士真鍋恵美子事務所 所 長(現任) 2010年10月 税理士登録 2010年10月 税理士法人すばる会計(社員) (現任) 2019年6月 四国旅客鉄道株式会社 監査役 (現任) 2022年7月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	注4	- 株
計					- 株

- (注) 1 藤本一郎氏、何清氏及び徐柱良氏は、社外取締役です。
2 堂野達之氏及び真鍋恵美子氏は、社外取締役である監査等委員です。
3 就任の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4 就任の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5 各役員の所有する当社株式の数は、当期末(2022年3月31日)現在の株式数を記載しています。

社外役員の状況

A. 有価証券報告書提出日現在（2022年6月28日）

当社の取締役会は取締役5名のうち社外取締役は2名であり、社外取締役それぞれが経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していると考えています。2名の社外取締役との間には、特別の利害関係はありません。

当社の監査役会は監査役3名のうち社外監査役は2名であり、法律分野、医療分野等当社事業に関連する専門分野における豊富な経験と幅広い知見を有していると考えています。

社外監査役松野直徒氏は、NPO法人Life Bridge Japanの副理事長、国立大学法人旭川医科大学外科学講座及び同大学移植医工学治療開発講座の特任教授です。当社連結子会社のグローム・マネジメント株式会社とアライアンス先医療機関の経営及び運営全般に係わる助言及び指導等に関する顧問契約を締結しています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。それ以外の社外監査役とは、特別の利害関係はありません。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、社外取締役及び社外監査役が、社会的な観点、コンプライアンス経営を重視する観点及び専門家としての観点によって、各種の業務執行に対して、より客観的かつ中立的な経営監視機能を果たしていただける役割を期待し、社外役員の体制を整備しています。特に、社外監査役には独立性が強く求められることから、社外監査役である堂野達之氏を独立役員として選任しており、東京証券取引所に届け出ています。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めていません。しかしながら、当社の社外取締役及び社外監査役の選任状況については、現行の体制で十分に機能していると評価しています。社外監査役は、当社と利害関係のない独立性の高い人物を選任しています。

B. 2022年6月27日開催の2022年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決なされ、それぞれ取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役が選任されておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は2022年7月28日に本総会の継続会を開催いたします。選任されたそれぞれの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役は、本継続会終結の時をもって就任いたしますので、本継続会終結後の社外役員の状況は下記の通りとなります。なお、本継続会終結後同日中に開催予定の取締役会及び監査等委員会において予定される決議事項の内容を含めて記載しています。

当社の取締役会は監査等委員ではない取締役4名のうち社外取締役は3名、監査等委員である取締役3名のうち社外取締役は2名であり、社外取締役それぞれが企業経営、法律・コンプライアンス、財務・会計、海外に関する豊富な経験と幅広い知見を有していると考えています。5名の社外取締役との間には、特別の利害関係はありません。

当社の監査等委員会は監査等委員3名のうち社外取締役である監査等委員は2名であり、法律・コンプライアンス、財務・会計等当社事業に関連する専門分野における豊富な経験と幅広い知見を有していると考えています。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。社外取締役である監査等委員とは、特別の利害関係はありません。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、社外取締役が、社会的な観点、コンプライアンス経営を重視する観点及び専門家としての観点によって、各種の業務執行に対して、より客観的かつ中立的な経営監視機能を果たしていただける役割を期待し、社外役員の体制を整備しています。特に、社外取締役である監査等委員には独立性が強く求められることから、堂野達之氏及び真鍋恵美子氏を独立役員として選任しており、東京証券取引所に届け出ています。

当社は、社外取締役及び社外取締役である監査等委員を選任するための独立性に関する基準又は方針について定めていません。しかしながら、当社の社外取締役及び社外取締役である監査等委員の選任状況については、現行の体制で十分に機能していると評価しています。社外取締役である監査等委員は、当社と利害関係のない独立性の高い人物を選任しています。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

A. 有価証券報告書提出日現在（2022年6月28日）

社外取締役及び社外監査役は取締役会に対する十分な牽制機能を果たしていると考えています。

なお、監査役監査については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3)監査の状況 監査役監査の状況」に、内部監査については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3)監査の状況 内部監査の状況」に、会計監査の状況については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3)監査の状況 会計監査の状況」にそれぞれ記載の通りです。

B. 2022年6月27日開催の2022年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決なされ、それぞれ取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役が選任されておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は2022年7月28日に本総会の継続会を開催いたします。選任されたそれぞれの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役は、本継続会終結の時をもって就任いたしますので、本継続会終結後の本項目については以下の通りとなります。なお、本継続会終結後同日中に開催予定の取締役会及び監査等委員会において予定される決議事項の内容を含めて記載しています。

社外取締役及び社外取締役である監査等委員は取締役会に対する十分な牽制機能を果たしていると考えています。

なお、監査等委員監査については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3)監査の状況 監査役監査の状況」に、内部監査については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3)監査の状況 内部監査の状況」に、会計監査の状況については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3)監査の状況 会計監査の状況」にそれぞれ記載の通りです。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

A. 有価証券報告書提出日現在（2022年6月28日）

当社における監査役監査の組織は、常勤監査役1名と法律分野、医療分野等当社事業に関連する専門分野の知見を有する社外監査役2名で監査役会を構成し、実施しています。また、監査役会事務局として内部監査室及び総務チームからスタッフを配置し、監査役監査の実効性を高める措置を講じています。

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催され、監査役の職務執行に必要な事項に関する情報共有が行われています。また、監査役監査の一環として、原則として監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は兼任する子会社の取締役会及びその他の重要会議にも出席し、問題点がある場合は、専門的な見識も踏まえて独立的立場から監査役としての意見を表明しています。また、指摘した事項については経営層等と情報共有し、対応策等の助言も行っています。

また、監査役監査での発見事項、会計監査・内部統制監査の経過及び結果については、原則として月1回開催される監査役会で適宜、報告・協議され、取締役の職務の執行や重要な業務執行の監督を行なっています。

当事業年度における監査役会の開催と監査役の出席に関する状況は以下の通りです。

a. 監査役会の開催と監査役の出席に関する状況

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席回数につきましては、次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
金重 凱之	13回	13回
堂野 達之	13回	12回
松野 直徒	13回	13回

監査役会の主な検討事項として、取締役会付議事項の定款への適合性及び適法性、ガバナンス・内部統制の整備状況、事業転換に伴う組織体制の変更、社内調査委員会の調査状況と再発防止策等を中心に取り組んでいます。

また、常勤監査役の活動として、社内の重要会議に出席し、また重要案件の決裁を行う稟議書を閲覧するなど、経営判断に係る様々なリスクへの日常的な監視を行っています。

B. 2022年6月27日開催の2022年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「定款一部変更の件」が承認可決なされ、監査等委員会設置会社への体制変更が決定しておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は2022年7月28日に本総会の継続会を開催いたします。当該体制変更は、当該定時株主総会の継続会終了後から効力発生いたしますので、本継続会終了後の監査等委員監査の状況については以下の通りとなります。なお、本継続会終了後同日中に開催予定の取締役会及び監査等委員会において予定される決議事項の内容を含めて記載しています。

当社における監査等委員監査の組織は、法律・コンプライアンス分野、財務・会計分野の知見を有する監査等委員3名で監査等委員会を構成し、実施します。また、監査等委員会事務局として内部監査室及び総務チームからスタッフを配置し、監査等委員監査の実効性を高める措置を講じます。

監査等委員会は、取締役会開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催され、監査等委員の職務執行に必要な事項に関する情報共有が行われます。また、監査等委員監査の一環として、監査等委員は兼任する子会社の取締役会及びその他の重要会議にも出席し、問題点がある場合は、専門的な見識も踏まえて独立的立場から監査役としての意見を表明します。また、指摘した事項については経営層等と情報共有し、対応策等の助言も行います。

また、監査等委員監査での発見事項、会計監査・内部統制監査の経過及び結果については、原則として月1回開催される監査等委員会で適宜、報告・協議し、取締役の職務の執行や重要な業務執行の監督を行います。

監査等委員会の主な検討事項として、取締役会付議事項の定款への適合性及び適法性、ガバナンス・内部統制の整備状況、事業転換に伴う組織体制の変更、調査委員会の調査報告を踏まえた再発防止策等を中心に取り組みます。

また、監査等委員の活動として、社内の重要会議に出席し、また重要案件の決裁を行う稟議書を閲覧するなど、経営判断に係る様々なリスクへの日常的な監視を行います。

内部監査の状況

A. 有価証券報告書提出日現在（2022年6月28日）

当社における内部監査は、独立性の見地から社長直属の組織として、業務ラインから独立した監査専任組織として内部監査室が設置され、公認内部監査人の資格を有する専任1名が関係会社を含めた内部監査を実施しています。内部監査は、内部監査規程に則り、リスクベースで年間内部監査計画を作成の上、実施されています。内部監査の結果、発見された改善措置・是正措置の必要な事項については、監査対象部門と合意された改善計画を添え、監査対象部門の責任者及び経営者並びに監査役会に報告される仕組みになっています。

監査役、内部監査室及び会計監査人は定期的に会議を実施するなど、相互に連絡を取り合い、情報共有の上、連携し、効率的かつ効果的な監査を実施することに役立てています。

B. 2022年6月27日開催の2022年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「定款一部変更の件」が承認可決なされ、監査等委員会設置会社への体制変更が決定しておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は2022年7月28日に本総会の継続会を開催いたします。当該体制変更は、当該定時株主総会の継続会終了後から効力発生いたしますので、本継続会終了後の内部監査の状況については以下の通りとなります。なお、本継続会終了後同日中に開催予定の取締役会及び監査等委員会において予定される決議事項の内容を含めて記載しています。

当社における内部監査は、独立性の見地から社長直属の組織として、業務ラインから独立した監査専任組織として内部監査室が設置され、公認内部監査人の資格を有する専任1名が関係会社を含めた内部監査を実施しています。内部監査は、内部監査規程に則り、リスクベースで年間内部監査計画を作成の上、実施されています。内部監査の結果、発見された改善措置・是正措置の必要な事項については、監査対象部門と合意された改善計画を添え、監査対象部門の責任者及び経営者並びに監査等委員会に報告される仕組みになっています。

監査等委員、内部監査室及び会計監査人は定期的に会議を実施するなど、相互に連絡を取り合い、情報共有の上、連携し、効率的かつ効果的な監査を実施することに役立てています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称 赤坂有限責任監査法人

注) 2022年7月28日開催の定時株主総会継続会終了の時をもって退任する旨の退任通知を2022年6月27日に受領しています。

b. 継続監査期間 9年間

c. 業務を執行した公認会計士 荒川和也氏 黒崎知岳氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他3名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が、必要な専門的能力と監査実績を有すること、独立性を有する監査体制及び監査の品質管理体制が整備されていること、監査報酬が合理的かつ妥当であること、並びに当社についての監査実績を踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しています。

f. 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、会計監査人としての相当性、監査チームの期初・期中・期末の監査対応、監査報酬決定プロセスに関して、品質管理レビューおよび公認会計士・監査審査会の検査結果の確認及び会計監査人のマネジメント、監査責任者及び補助者等との面談、経理部門、内部監査部門等の業務執行部門からの会計監査人评价の確認及び業務執行部門の責任者、担当者等からのヒアリング等に基づき、監査法人に対しての評価を行っています。

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	33	-	47	-
連結子会社	-	-	-	-
計	33	-	47	-

- (注) 1. 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、過年度における有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書に係る報酬3百万円が含まれています。
2. 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬の額については、上記のほか、前連結会計年度に係る追加報酬として当連結会計年度中に支出した額が10百万円あります。
3. 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、過年度における有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書に係る報酬17百万円が含まれています。上記のほか、当連結会計年度に係る追加報酬として支出した額が12百万円あります。

監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(を除く)
該当事項はありません。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模の観点から監査人と協議の上、合理的監査日数を勘案し監査報酬を決定しています。

最近事業年度の末日において、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社である場合、監査役会が会社法第399条第1項の同意(監査報酬の同意)をした理由

会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

A. 有価証券報告書提出日現在(2022年6月28日)

a. 個人別の報酬等のうち、次の事項(. ~ .)の決定に関する方針

. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法

当社は不動産関連事業から医療関連事業への大転換を行なっている最中であり、業績指標に連動した報酬は、現時点では行わない。

. 非金銭報酬等(株式報酬、ストック・オプション)の内容・額(数)または算定方法

当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブとする為に、ストック・オプションの総額をAとし、取締役に付与する。

取締役に付与する個人別の額は代表取締役社長に一任する。

収益とリスクのバランスに優れた経営を行う為、社外取締役は過度な業績指向へのブレーキ役を担うことから、社外取締役にはストック・オプションを付与しない。

. その他の報酬(=確定額報酬等(. . . 以外の報酬))の額または算定方法

確定額役員報酬は総額をBとして、代表取締役社長宮下仁に一任する。

. . . . の割合(構成比率)の決定に関する方針

取締役の個人別ストック・オプション付与額と確定額報酬の比率はA:Bを概ねの基準として、代表取締役社長に一任する。

b. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

ストック・オプションの付与時期は、定時株主総会の終了後1年以内に付与候補者と割当契約を締結した上で付与するものとする。

確定額役員報酬は、年間報酬額の1/12を月額で支払う。

c. 報酬等の内容の決定方法(以下は、取締役その他の第三者に委任する場合)

取締役の個人別ストック・オプション付与額および確定額役員報酬の額の決定の委任を受ける者は、代表取締役社長とする。

d. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

B. 2022年6月27日開催の2022年3月期に係る定時株主総会において、決議事項である「定款一部変更の件」が承認可決され、監査等委員会設置会社への体制変更が決定しておりますが、目的事項のうち報告事項に関する報告ができなかったため、当社は2022年7月28日に本総会の継続会を開催いたします。従って、当社の監査等委員会設置会社への体制変更は、本総会の継続会終了後から効力発生いたします。かかる体制変更後の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、2022年6月27日開催の当社取締役会にて、体制変更後の取締役会においても直ちに承認されることを停止条件として、下記の通りと決定しております。

a. 個人別の報酬等のうち、次の事項(. ~ .)の決定に関する方針

. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法

当社は、2022年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書を踏まえ、業績指標に連動した報酬は、現時点では行わない。

. 非金銭報酬等(株式報酬、ストック・オプション)の内容・額(数)または算定方法

と同様の理由により、非金銭報酬等(株式報酬、ストック・オプション)は、現時点では行わない。

. その他の報酬(=確定額報酬等(. . . 以外の報酬))の額または算定方法

取締役のその他の報酬(=確定額報酬等)については、個々の取締役の役位、能力、職責、在任年数、社会的地位等を踏まえ、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して、株主総会で定められた基準の範囲内で、取締役会の決議により、個別の報酬額について決定する。

- の割合（構成比率）の決定に関する方針
現時点では、その他の報酬（＝確定額報酬等（以外の報酬））を100%とする。
- b. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針
確定額報酬等は、年間報酬額の1/12を月額で支払う。
- c. 報酬等の内容の決定方法（以下は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他の第三者に委任する場合）
該当事項はありません。
- d. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項
該当事項はありません。
- e. その他（監査等委員である取締役の報酬）
監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた基準の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、個別の報酬額について決定する。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役	62	40	-	-	22	6
(うち社外取締役)	(4)	(4)	(-)	(-)	(-)	3
監査役	10	10	-	-	-	3
(うち社外監査役)	(4)	(4)	(-)	(-)	(-)	2
合計	73	51	-	-	22	9
(うち社外役員)	(9)	(9)	(-)	(-)	(-)	5

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
3. 業績連動報酬等にかかる報酬は「4.(1) B.a. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りで、現時点では行われていません。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」の通りです。また、当事業年度における保有状況は「3.(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しています。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は5名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年40,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長宮下仁に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役へのストック・オプションの付与額の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。
8. 2022年6月27日に開催された当社第30回定時株主総会及び当該株主総会後に開催される継続会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、第30回定時株主総会において、上記5.～7.に記載した報酬等の額の設定を廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額60百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）及び監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）とすることを決議いただきました。当該決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数は4名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）でした。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	1	0
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	0	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、同基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、資料の入手やセミナーの参加等、必要な情報を得ています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,103	1,848
売掛金	-	499
受取手形及び売掛金	107	-
営業貸付金	413	1,078
商品及び製品	10	7
販売用不動産	1,899	1,839
原材料及び貯蔵品	1	0
短期貸付金	228	236
1年内回収予定の長期貸付金	1,078	180
その他	555	478
貸倒引当金	639	143
流動資産合計	5,757	5,624
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	700	90
減価償却累計額	531	4
建物及び構築物(純額)	169	86
土地	10	10
その他	49	43
減価償却累計額	28	18
その他(純額)	21	25
有形固定資産合計	201	122
無形固定資産		
その他	11	7
無形固定資産合計	11	7
投資その他の資産		
投資有価証券	2,670	2,703
長期貸付金	1,646	2,487
繰延税金資産	45	25
敷金及び保証金	103	65
その他	324	322
貸倒引当金	458	457
投資その他の資産合計	2,332	3,145
固定資産合計	2,545	3,275
資産合計	8,303	8,900

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1,325	-
1年内返済予定の長期借入金	1329	1310
未払法人税等	38	121
賞与引当金	-	52
債務返還引当金	-	90
その他	1134	393
流動負債合計	752	968
固定負債		
長期借入金	7	-
資産除去債務	76	18
長期預り敷金保証金	121	255
その他	3	1
固定負債合計	209	275
負債合計	962	1,243
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,049	3,049
資本剰余金	3,012	3,012
利益剰余金	1,296	1,504
自己株式	0	0
株主資本合計	7,357	7,566
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	11	5
その他の包括利益累計額合計	11	5
新株予約権	8	97
非支配株主持分	13	2
純資産合計	7,341	7,656
負債純資産合計	8,303	8,900

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	1 3,904	1 2,470
売上原価	5 2,596	905
売上総利益	1,308	1,564
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	242	11
役員報酬	148	132
給料	271	275
賞与引当金繰入額	-	52
株式報酬費用	8	92
退職給付費用	3	5
福利厚生費	61	76
賃借料	91	68
減価償却費	21	16
支払報酬	82	64
支払手数料	203	163
外注委託料	94	56
その他	188	231
販売費及び一般管理費合計	931	1,223
営業利益	376	340
営業外収益		
受取利息	182	3
持分法による投資利益	-	35
賞与引当金戻入額	32	-
為替差益	69	-
その他	6	10
営業外収益合計	290	49
営業外費用		
支払利息	128	5
貸倒引当金繰入額	73	-
資金調達費用	70	28
持分法による投資損失	287	-
違約金損失	7	-
その他	53	9
営業外費用合計	620	43
経常利益	46	346

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別利益		
関係会社株式売却益	61	-
資産除去債務戻入益	-	77
固定資産売却益	3 0	3 214
課徴金引当金戻入益	9	-
受取保険金	-	10
移転補償金	-	84
その他	-	2
特別利益合計	70	389
特別損失		
固定資産除却損	2 43	2 60
関係会社清算損	257	8
特別調査費用	12	116
出資金評価損	48	0
貸付金評価損	-	60
減損損失	-	4 3
違約金損失	-	45
債務返還引当金繰入額	-	90
その他	19	3
特別損失合計	381	388
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益又は純損失()	263	347
匿名組合損益分配額	7	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	271	347
法人税、住民税及び事業税	17	106
法人税等調整額	33	20
法人税等合計	16	126
当期純利益又は当期純損失()	255	220
非支配株主に帰属する当期純利益	-	11
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	255	208

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	255	220
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	181	11
持分法適用会社に対する持分相当額	1	5
その他の包括利益合計	179	6
包括利益	75	226
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	75	215
非支配株主に係る包括利益	-	11

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,199	1,162	1,551	0	3,912
当期変動額					
新株の発行	1,850	1,850			3,700
自己株式の取得				0	0
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			255		255
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,850	1,850	255	0	3,444
当期末残高	3,049	3,012	1,296	0	7,357

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	190	190	-	13	3,708
当期変動額					
新株の発行					3,700
自己株式の取得					0
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					255
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	179	179	8	-	188
当期変動額合計	179	179	8	-	3,632
当期末残高	11	11	8	13	7,341

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,049	3,012	1,296	0	7,357
当期変動額					
自己株式の取得				0	0
親会社株主に帰属する当期純利益			208		208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	208	0	208
当期末残高	3,049	3,012	1,504	0	7,566

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11	11	8	13	7,341
当期変動額					
自己株式の取得					0
親会社株主に帰属する当期純利益					208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	6	89	11	106
当期変動額合計	6	6	89	11	315
当期末残高	5	5	97	2	7,656

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	271	347
減価償却費	148	115
為替差損益(は益)	69	2
貸倒引当金の増減額(は減少)	169	14
賞与引当金の増減額(は減少)	35	52
債務返還引当金の増減額(は減少)	-	90
受取利息及び受取配当金	182	3
匿名組合分配額(は益)	7	-
資金調達費用	70	28
支払利息	128	5
株式交付費	17	-
持分法による投資損益(は益)	287	35
減損損失	-	3
有形固定資産売却損益(は益)	0	214
固定資産除却損	43	60
資産除去債務戻入益	-	77
出資金評価損	48	0
貸付金評価損	-	60
特別調査費用	12	116
投資有価証券売却損益(は益)	1	0
関係会社株式売却損益(は益)	61	-
関係会社清算損益(は益)	257	8
違約金損失	-	45
移転補償金	-	84
受取保険金	-	10
株式報酬費用	8	92
売上債権の増減額(は増加)	511	17
営業貸付金の増減額(は増加)	374	665
棚卸資産の増減額(は増加)	2	3
販売用不動産の増減額(は増加)	1,722	21
前渡金の増減額(は増加)	214	-
立替金の増減額(は増加)	93	8
未収入金の増減額(は増加)	93	36
前払費用の増減額(は増加)	61	6
長期前払費用の増減額(は増加)	22	-
敷金及び保証金の増減額(は増加)	57	20
前受金の増減額(は減少)	245	9
未払金の増減額(は減少)	105	93
預り金の増減額(は減少)	6	0
未払消費税等の増減額(は減少)	88	5
長期前受収益の増減額(は減少)	1	3
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	78	133
未収消費税等の増減額(は増加)	139	67
その他	79	32
小計	2,518	219
利息及び配当金の受取額	194	2
利息の支払額	63	4
法人税等の還付額	42	9
保険金の受取額	-	10
違約金の支払額	-	40
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,691	196

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の払戻による収入	1	0
有形固定資産の取得による支出	14	6
有形固定資産の売却による収入	0	310
無形固定資産の取得による支出	2	2
出資金の払込による支出	2	-
出資金の回収による収入	0	0
貸付けによる支出	-	904
貸付金の回収による収入	832	431
短期貸付金の増減額（は増加）	228	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 108	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	695	172
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	1,230	250
長期借入金の返済による支出	953	26
自己株式の取得による支出	0	0
匿名組合出資預り金の純増減額（は減少）	611	-
匿名組合出資金の分配による支出	11	-
株式の発行による収入	580	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,225	276
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,157	252
現金及び現金同等物の期首残高	945	2,103
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	2
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,103	1 1,848

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

グローム・マネジメント株式会社

グローム・ワークサポート株式会社

グローム・プラス株式会社

グローム・ステイ株式会社

合同会社シアトル525

合同会社P B T F 1

合同会社L C R F 12と合同会社L C R F 13は2021年9月に、LC West Coast, Inc.とLC Seattle 1 LLC.は2021年12月に清算終了したことにより、連結の範囲から除外しています。

(2) 非連結子会社の数 0社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社D Aホールディングス

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の数 0社

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りです。

会社名	決算日
合同会社P B T F 1	12月31日

上記連結子会社について決算日現在の財務諸表を使用しています。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しています。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しています。

棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) によっています。

商品 個別法に基づく原価法

販売用不動産 個別法に基づく原価法

貯蔵品 個別法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は

建物

(ア) 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したものの
旧定額法によっています。

(イ) 2007年4月1日以降に取得したものの
定額法によっています。

建物附属設備・構築物

(ア) 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっています。

(イ) 2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したものの
定率法によっています。

(ウ) 2016年4月1日以降に取得したものの
定額法によっています。

上記以外

(ア) 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっています。

(イ) 2007年4月1日以降に取得したものの
定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 10年～50年

その他 5年～10年

無形固定資産

定額法を採用しています。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

長期前払費用

均等償却によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し、在外連結子会社は貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。なお、当連結会計年度の末日においては、役員賞与引当金の計上はありません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

A. 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

業務受託収入

業務委託契約に基づき、契約内容に応じた経営管理指導等の受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しています。

業務受託収入アップフロント収入

業務委託契約に基づき、契約内容に応じたアライアンス締結にかかる助言・指導等の受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社及び連結子会社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しています。

商品・製品の販売収入

商品販売契約に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当連結会計年度より、顧客への商品の提供における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

B. その他の源泉から生じた収益

不動産賃貸収入

不動産の賃貸による収益については、「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金(流動)	639	143
貸倒引当金(固定)	458	457

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。当社グループにおいて上記債権の回収可能性について、返済状況を把握するとともに、債権先の決算報告書の確認し、財政状態や収支状況を把握することで、信用リスクに応じた債権分類を適切に実施し、担保による債権保全等を考慮した上で、個別評価の算出をしています。現状の貸倒引当金計上額で、発生する可能性のある損失を適切に見積っていると考えていますが、急激な経済金融情勢の変化が発生した場合、翌連結会計年度において実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

2. 出資金の評価

連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
出資金(その他)	323	322

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

医療関連事業における投資として、一般社団法人への出資をしています。当該出資金が毀損していないか見積り判定を行い、当該一般社団法人の保有資産に著しい価値の下落が発生したと判定した場合には、出資金評価損として損失処理しています。適切な見積りに基づき当該出資金を評価していると考えていますが、急激な経済金融情勢の変化が発生した場合、翌連結会計年度において追加の出資金評価損の計上が発生する可能性があります。

3. 販売用不動産の評価

連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	1,899	1,839

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

不動産関連事業において販売用不動産を保有しています。当該資産の評価は、物件の販売想定価格によるもので、各物件のキャッシュフロー収支をベースに見積り判定しています。将来の見込み等も合理的に考慮していると考えていますが、事業収支や不動産市況に著しい影響が発生した場合、翌連結会計年度において追加の評価損の計上が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しています。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていません。この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従い、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「販売費及び一般管理費」の「支払手数料」に含めていた「株式報酬費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「販売費及び一般管理費」の「支払手数料」に表示していましたが211百万円は、「株式報酬費用」8百万円、「支払手数料」203百万円として組替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「有形固定資産売却益(は益)」、「特別調査費用」、及び「株式報酬費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していましたが58百万円は、「有形固定資産売却益(は益)」0百万円、「特別調査費用」12百万円、「株式報酬費用」8百万円、「その他」79百万円として組替えています。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、政府、自治体等により経済政策はもとより、この1年医療現場を支えるための様々な施策が実施されました。当連結会計年度(2022年3月期)において、アライアンス先医療法人に対する貸付金等の信用リスクへの影響は限定的です。

なお、上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響によっては、翌連結会計年度(2023年3月期)以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
販売用不動産	481百万円	450百万円
1年内回収予定の長期貸付金	800百万円	-百万円
建物及び構築物	102百万円	-百万円
計	1,383百万円	450百万円

担保付債務は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
短期借入金	200百万円	-百万円
1年内返済予定の長期借入金	319百万円	302百万円
長期預り敷金保証金	19百万円	-百万円
計	539百万円	302百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りです。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券	670百万円	703百万円
計	670百万円	703百万円

3 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関1行と当座貸越契約を締結しています。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
当座貸越限度額	50百万円	50百万円
借入実行残高	50百万円	-百万円
差引額	-百万円	50百万円

4 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、次の通りです。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	99百万円
契約負債	9百万円

5 保証債務

次の医療法人について、金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
医療法人樹恵会(借入債務)	621百万円	549百万円
医療法人野垣会(借入債務)	125百万円	116百万円
社会医療法人阪南医療福祉センター(借入債務)	1,687百万円	1,690百万円
医療法人憲仁会(借入債務)	72百万円	69百万円
医療法人社団潤清会(借入債務)	30百万円	30百万円
計	2,536百万円	2,454百万円

6 偶発債務

2022年6月24日に受領した特別調査委員会の調査報告書によれば、当社の連結子会社グローム・マネジメント(株)の前代表取締役が、稟議及び取締役会決議を経ず、取締役会への報告も行わないまま、連結子会社グローム・マネジメント(株)を委託者とする2件の業務委託契約(報酬総額約100百万円)を締結していたことが判明しました。当社及び連結子会社グローム・マネジメント(株)としては、これらの業務委託契約は実体を欠くものであり、当該報酬を支払う理由はないと判断しているため、報酬の支払いを求めて提訴された場合、全面的に争う予定です。今後の係争の推移によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点では未確定です。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しています。

2 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	29百万円	54百万円
その他(工具器具及び備品等)	10百万円	5百万円
その他(ソフトウェア)	4百万円	-百万円
計	43百万円	60百万円

3 固定資産売却益の内容は次の通りです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	-百万円	214百万円
その他(機械装置及び運搬具)	0百万円	-百万円
計	0百万円	214百万円

4 減損損失

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

場所	用途	種類	金額
大阪府堺市	訪問看護ステーション	その他(工具器具及び備品等)	0百万円
		その他(ソフトウェア)	2百万円
	計		3百万円

連結子会社グローム・ステイ株式会社で行っていた訪問看護事業の撤退のため、上記訪問看護ステーションを事業譲渡しました。その際、譲渡の対象とならなかった資産について減損損失を認識し特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、事業そのものがなくなることから回収可能価額はゼロと算定しています。

5 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれています。

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
2百万円	-百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	75百万円	10百万円
組替調整額	255百万円	0百万円
為替換算調整勘定	181百万円	11百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1百万円	5百万円
その他の包括利益合計	179百万円	6百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,560,400	3,490,600	-	9,051,000
合計	5,560,400	3,490,600	-	9,051,000
自己株式				
普通株式	478	62	-	540
合計	478	62	-	540

(注) 発行済株式の総数の増加は、2020年11月30日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月16日付で第三者割当による新株式発行(現物出資「デット・エクイティ・スワップ」を含む)をしたことによる増加分です。

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものです。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	8
	合計	-	-	-	-	-	8

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,051,000	-	-	9,051,000
合計	9,051,000	-	-	9,051,000
自己株式				
普通株式	540	30	-	570
合計	540	30	-	570

(注) 通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものです。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	97
	合計	-	-	-	-	-	97

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(百 万円)	配当の原資	1株当 たり配 当額 (円)	基準日	対力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	54	利益剰余金	6	2022年3月31 日	2022年6月28 日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	2,103百万円	1,848百万円
現金及び現金同等物	2,103百万円	1,848百万円

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の売却により、株式会社LCパートナーズ、メディカル・アセット投資法人及び株式会社LCレンディングが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次の通りです。

流動資産	96百万円
固定資産	31百万円
流動負債	2百万円
固定負債	-百万円
株式の売却益	61百万円
株式の売却価額	186百万円
現金及び現金同等物	77百万円
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	108百万円

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

デット・エクイティ・スワップ方式による第三者割当増資により、1年内返済予定の長期借入金が3,000百万円、未払利息(その他流動負債)が102百万円減少した一方で、資本金が1,850百万円、資本剰余金が1,850百万円増加しています。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、債務償還資金として、必要な資金（銀行借入）を調達しています。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しています。デリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針です。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、貸付金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に資本業務提携等に関する株式であり、財務状況により価値が下落するリスクに晒されています。

敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、主に運転資金や債務償還資金、設備取得資金に必要な資金の調達を目的としたものです。

金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び敷金及び保証金について、担当部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に対象企業の財務状態等を把握しています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	107	107	-
(2) 営業貸付金	413	413	-
(3) 短期貸付金	228	228	-
(4) 長期貸付金	2,724	2,708	15
貸倒引当金(*3)	1,097	1,097	-
資産計	2,375	2,360	15
(1) 短期借入金	250	250	-
(2) 長期借入金	337	339	2
負債計	587	589	2

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式*1	670
敷金及び保証金*2	103
長期預り敷金保証金*3	121

*1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

*2 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

- *3 賃貸物件における賃借人から預託されている長期預り敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

(*3) 営業債権に対する貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期貸付金	2,667	2,651	16
貸倒引当金(*3)	457	457	-
資産計	2,210	2,193	16
長期借入金	310	312	2
負債計	310	312	2

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「営業貸付金」「短期貸付金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(*2) 市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	703
出資金	322

(*3) 長期貸付金に対する貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	2,103	-	-
受取手形及び売掛金	107	-	-
営業貸付金	285	128	-
短期貸付金	228	-	-
長期貸付金	1,078	1,424	222
合計	3,802	1,552	222

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	1,848	-	-
売掛金	99	-	-
営業貸付金	793	285	-
短期貸付金	236	-	-
長期貸付金	180	2,487	-
合計	3,157	2,772	-

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	250	-	-	-	-	-
長期借入金	329	7	-	-	-	-
合計	579	7	-	-	-	-

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	310	-	-	-	-	-
合計	310	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期貸付金	-	2,651	-	2,651
資産計	-	2,651	-	2,651
(1) 長期借入金	-	312	-	312
負債計	-	312	-	312

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定し、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得価額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	0	0	-
	小計	0	0	-
合計		0	0	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について16百万円減損処理を行っています。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び、国内連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社及びグローム・ワークサポート株式会社は、確定給付型の制度である倉庫業企業年金基金に加入しています。

倉庫業企業年金基金は、複数事業主制度の確定給付企業年金制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度のため、確定拠出制度と同様に会計処理しています。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りです。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度への要拠出額は、前連結会計年度23百万円、当連結会計年度23百万円です。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
年金資産の額	10,588百万円	11,757百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	5,819百万円	5,843百万円
差引額	4,769百万円	5,913百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度	1.25%	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当連結会計年度	1.10%	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は剰余金(前連結会計年度4,769百万円、当連結会計年度5,913百万円)です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却です。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度(確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度を含む。)への要拠出額は、前連結会計年度3百万円、当連結会計年度5百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費及び一般管理費	8	92

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名	当社取締役 2名 子会社グローム・マネジメント株式会社の取締役 3名 当社従業員 11名 子会社グローム・マネジメント株式会社の従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 39,000株	普通株式 202,000株
付与日	2020年6月27日	2021年6月30日
権利確定条件	条件は設定していません。	条件は設定していません。
対象勤務期間	自 2020年6月27日 至 2022年6月30日	自 2021年6月30日 至 2023年6月30日
権利行使期間	自 2022年7月1日 至 2030年6月25日	自 2023年7月1日 至 2031年6月28日

(注) 株式数に換算して記載しています

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	39,000	-
付与	-	209,500
失効	-	7,500
権利確定	-	-
未確定残	39,000	202,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	2020年ストック・オプション	2021年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,040	1,710
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	597	1,023

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2021年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式 主な基礎数値及び見積方法

	2021年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	76.38%
予想残存期間(注) 2	6年
予想配当(注) 3	0円/株
無リスク利子率(注) 4	0.09%

(注) 1. 6年間(2015年7月から2021年6月まで)の株価実績に基づき算定しています。

2. 権利行使までの期間の合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間と推定して見積もっています。

3. 2021年3月期の配当実績はありません。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する長期国債の利回りです。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2.	288百万円	150百万円
有形固定資産	22百万円	0百万円
未払事業税	9百万円	14百万円
賞与引当金	-百万円	18百万円
投資有価証券	3百万円	3百万円
貸倒引当金	54百万円	44百万円
販売用不動産	52百万円	0百万円
その他	17百万円	55百万円
繰延税金資産小計	447百万円	286百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	265百万円	150百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	136百万円	111百万円
評価性引当額小計(注)1.	401百万円	261百万円
繰延税金資産合計	45百万円	25百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-百万円	-百万円
繰延税金資産の純額	45百万円	25百万円

(注)1. 評価性引当額が140百万円減少しています。この減少の主な内容は、繰越欠損金の一部の使用したことによります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	15	273	288
評価性引当額	-	-	-	-	15	250	265
繰延税金資産	-	-	-	-	-	23	(2)23

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金288百万円(法定実効税率を乗じた額)について繰延税金資産23百万円を計上しています。当該繰延税金資産23百万円は、当社における税務上の繰越欠損金288百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものです。当該繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しています。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	1	1	147	150
評価性引当額	-	-	-	1	1	147	150
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	(2)-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金150百万円(法定実効税率を乗じた額)について繰延税金資産を計上していません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	税金等調整前当期	
法定実効税率	純損失を計上しているため、記載を省略しています。	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		3.08%
住民税均等割		0.72%
評価性引当額の増減		40.41%
連結納税による差異		39.22%
持分法投資損益		3.15%
その他		0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		36.58%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- 1 当該資産除去債務の概要
店舗施設用土地の事業用定期借地権契約や本社オフィス賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。
- 2 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から契約満了までと見積り、割引率は国債利回りの率を基に各期間の割引率を算出し、資産除去債務の金額を計算しています。
- 3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	74百万円	76百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円	18百万円
時の経過による調整額	2百万円	0百万円
有形固定資産の売却に伴う減少額	- 百万円	77百万円
期末残高	76百万円	18百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	107
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	99
契約負債(期首残高)	-
契約負債(期末残高)	9

(注) 1. 契約負債は、主に、ファイナンス業務のサービス契約における顧客からの前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

「医療関連事業」は、アライアンス先医療機関に対して上述した様々なサービスを提供しています。

「不動産関連事業」は、不動産賃貸業務を行っています。

2. 報告セグメントの変更に関する事項

(全社費用の測定方法の変更)

当連結会計年度より、各セグメントの業績をより適切に評価するため、当社の本社経費について各セグメントに属さない全社費用として区分しています。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成しています。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しています。

当該変更が報告セグメントの売上高及び利益又は損失に与える影響は軽微です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	医療関連	不動産関連	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,435	2,469	3,904	3,904	-	3,904
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	5	5	5	5	-
計	1,435	2,475	3,910	3,910	5	3,904
セグメント利益	586	277	863	863	486	376
セグメント資産	5,378	2,924	8,303	8,303	-	8,303
その他の項目						
減価償却費	5	143	148	148	-	148
持分法適用会社への投資額	670	-	670	670	-	670
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	6	10	16	16	-	16

(注)1 セグメント利益の調整額 486百万円には、セグメント間取引消去23百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 510百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	医療関連	不動産関連	計			
売上高						
業務受託収入	794	13	807	807	-	807
業務受託アップフロント収入	1,088	-	1,088	1,088	-	1,088
その他	196	7	203	203	-	203
顧客との契約から生じる収益	2,079	20	2,100	2,100	-	2,100
その他の収益	-	370	370	370	-	370
外部顧客への売上高	2,079	391	2,470	2,470	-	2,470
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,079	391	2,470	2,470	-	2,470
セグメント利益	680	125	806	806	465	340
セグメント資産	6,694	2,205	8,900	8,900	-	8,900
その他の項目						
減価償却費	5	110	115	115	-	115
減損損失	3	-	3	3	-	3
持分法適用会社への投資額	703	-	703	703	-	703
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	9	-	9	9	-	9

(注) 1 セグメント利益の調整額 465百万円には、セグメント間取引消去30百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 496百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

関連情報

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦の有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産合計の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連セグメント名
合同会社ヒロシマ・アセット及び株式会社アスキ	769	不動産関連
有限会社小林モータープール	620	不動産関連
DCMホームマック株式会社	595	不動産関連

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦の有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産合計の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社 (当該関連会社の子会社を含む)	株DAホールディングス	東京都港区	100	医療関連事業	(所有)直接 29.5	-	事務業務の委託	16	売掛金	2
							資産の譲受(注1)	2,020	長期貸付金	231
	株DAインベストメンツ	東京都港区	100	医療関連事業	-	-	資金の回収(注2)	1,734	1年内回収予定の長期貸付金	54
							貸付金の担保受入(注3)	2,343	-	-
							利息の受取(注4)	30	-	-
	合同会社LCRF10(注5)	東京都港区	100	不動産関連事業	-	-	資産の譲受(注1)	148	-	-
							資金の回収(注6)	4	-	-
							債権放棄(注6)	143	-	-

(注) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資産の譲受については、(株)LCレンディングが所有していた貸付債権を、当社が譲り受けたものです。当該資産の譲渡額は、子会社の帳簿残高としており、譲受債権額との差額を貸倒引当金として計上しています。
- 当社は(株)DAインベストメンツから、貸付金の返済を受け、そのうち1,201百万円については(株)DAインベストメンツが保有する資産を譲り受ける代物弁済により回収しています。
- 当社は(株)DAインベストメンツに対する貸付金の担保として、同社の保有する基金拠出金返還請求権に対して質権設定をしています。
- 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しています。
- 合同会社LCRF10は、2021年1月29日をもって清算終了しています。
- 合同会社LCRF10に対する貸付金を一部回収し、債権放棄しています。債権放棄については、同額の、計上していた貸倒引当金を取り崩し、回収額の4百万円を貸倒引当金戻入益に計上しています。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社 (当該関連会社の子会社を含む)	株DAインベストメンツ	東京都港区	100	医療関連事業	-	-	資金の回収	27	長期貸付金	258
							貸付金の担保受入(注1)	2,343	-	-
							利息の受取(注2)	0	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社は(株)DAインベストメンツに対する貸付金の担保として、同社の保有する基金拠出金返還請求権に対して質権設定をしています。
- 資金の貸付については、借手側の財政状況等を考慮し利率を決定しています。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社 (当該関連会社の子会社を含む)	(株)DAインベストメンツ	東京都港区	100	医療関連事業	-	-	利息の受取 (注1)	107	-	-
							資金の回収 (注1)	229	-	-

(注) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 資金の貸付及び資金の借入については、一般的な条件によっています。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社DAホールディングスであり、その要約財務情報は以下の通りです。

(単位：百万円)

	株式会社DAホールディングス	
	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
流動資産合計	576	287
固定資産合計	3,730	2,442
流動負債合計	430	176
固定負債合計	2,183	750
純資産合計	1,693	1,802
売上高	555	361
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	979	123
当期純利益又は当期純損失()	973	121

(注) 株式会社DAホールディングスは決算期が12月です。前連結会計年度は2020年12月期、当連結会計年度は2021年12月期の財務情報を記載しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	811円66銭	835円41銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	38円82銭	23円09銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	23円08銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前連結会計年度末 (2021年3月31日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	7,341	7,656
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	4	95
(うち新株予約権(百万円))	(8)	(97)
(うち非支配株主持分(百万円))	(13)	(2)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	7,345	7,560
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	9,050,460	9,050,430

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額() (百万円)	255	208
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額() (百万円)	255	208
普通株式の期中平均株式数(株)	6,573,614	9,050,433
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	4
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第5回(2021年6月29日) 新株予約権 2,020個(普通株式202,000株)

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

社債の発行がないため、記載を省略しています。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	250	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	329	310	0.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7	-	-	-
合計	587	310	-	-

(注) 「平均利率」については借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	474	1,158	1,795	2,470
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	48	140	325	534
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	40	110	259	425
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	4.45	12.20	28.70	46.97
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	4.45	7.74	16.50	18.28

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,520	1,220
売掛金	5	1
売上預け金	8	-
販売用不動産	-	1,388
短期貸付金	608	647
1年内回収予定の長期貸付金	1,269	1,150
未収入金	1,159	353
その他	151	75
貸倒引当金	1,630	478
流動資産合計	4,961	4,359
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	500	0
建物(純額)	1,160	80
構築物		
減価償却累計額	28	-
構築物(純額)	1	-
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	23	11
工具、器具及び備品(純額)	16	20
有形固定資産合計	178	100
無形固定資産		
ソフトウェア	3	1
その他	0	0
無形固定資産合計	4	2
投資その他の資産		
投資有価証券	0	-
関係会社株式	1,219	1,269
長期貸付金	1,785	2,621
繰延税金資産	23	15
敷金及び保証金	97	59
その他	64	62
貸倒引当金	458	605
投資その他の資産合計	2,731	3,422
固定資産合計	2,914	3,525
資産合計	7,876	7,885

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1, 2 250	-
1年内返済予定の長期借入金	10	7
未払法人税等	23	77
賞与引当金	-	14
その他	47	212
流動負債合計	331	311
固定負債		
長期借入金	7	-
長期預り敷金保証金	1 72	18
資産除去債務	76	206
その他	3	-
固定負債合計	160	224
負債合計	491	536
純資産の部		
株主資本		
資本金	3, 049	3, 049
資本剰余金		
資本準備金	3, 012	3, 012
資本剰余金合計	3, 012	3, 012
利益剰余金		
利益準備金	74	74
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1, 240	1, 115
利益剰余金合計	1, 314	1, 189
自己株式	0	0
株主資本合計	7, 375	7, 250
新株予約権	8	97
純資産合計	7, 384	7, 348
負債純資産合計	7, 876	7, 885

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	3 149	3 222
売上原価	84	118
売上総利益	64	104
販売費及び一般管理費		
役員報酬	63	51
給料	110	88
賞与引当金繰入額	-	14
株式報酬費用	8	92
退職給付費用	1	1
福利厚生費	19	17
賃借料	53	37
減価償却費	17	13
支払報酬	37	40
支払手数料	109	67
外注委託料	30	27
貸倒引当金繰入額	22	2
その他	68	75
販売費及び一般管理費合計	541	523
営業損失()	477	419
営業外収益		
受取利息	3 311	3 81
受取配当金	3 1,471	-
賞与引当金戻入額	9	-
為替差益	74	-
その他	3	5
営業外収益合計	1,870	86
営業外費用		
支払利息	135	2
貸倒引当金繰入額	77	40
資金調達費用	26	1
違約金損失	7	-
その他	41	4
営業外費用合計	286	48
経常利益又は経常損失()	1,106	380
特別利益		
関係会社株式売却益	5	-
資産除去債務戻入益	-	77
固定資産売却益	2 0	2 214
課徴金引当金戻入益	9	-
受取保険金	-	10
移転補償金	-	84
その他	-	2
特別利益合計	14	389
特別損失		
固定資産除却損	1 42	1 60
特別調査費用	12	116
出資金評価損	9	0
事務所移転費用	18	-
違約金損失	-	45
その他	1	0
特別損失合計	84	223
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,037	214
法人税、住民税及び事業税	75	97
法人税等調整額	23	8
法人税等合計	99	89
当期純利益又は当期純損失()	1,136	125

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
賃借料		36	43.0	23	19.6
減価償却費		24	28.9	54	45.9
保守管理費		11	13.4	9	8.0
その他		12	14.8	31	26.5
合計		84	100.0	118	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,199	1,162	1,162	74	104	178	0	2,539	-	2,539
当期変動額										
新株の発行	1,850	1,850	1,850					3,700		3,700
自己株式の取得							0	0		0
当期純利益					1,136	1,136		1,136		1,136
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									8	8
当期変動額合計	1,850	1,850	1,850	-	1,136	1,136	0	4,836	8	4,844
当期末残高	3,049	3,012	3,012	74	1,240	1,314	0	7,375	8	7,384

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	3,049	3,012	3,012	74	1,240	1,314	0	7,375	8	7,384
当期変動額										
新株の発行										
自己株式の取得							0	0		0
当期純損失					125	125		125		125
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									89	89
当期変動額合計	-	-	-	-	125	125	0	125	89	36
当期末残高	3,049	3,012	3,012	74	1,115	1,189	0	7,250	97	7,348

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっています。

(1) 貯蔵品 個別法に基づく原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物

1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっています。

2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっています。

建物附属設備・構築物

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっています。

2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの

定率法によっています。

2016年4月1日以降に取得したもの

定額法によっています。

その他

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっています。

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 10年～34年

構築物 10年～15年

器具備品 5年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいています。

(3) 長期前払費用

均等償却によっています。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき額を計上しています。なお、当事業年度の末日においては、役員賞与引当金の計上はありません。

6 重要な収益及び費用の計上基準

- A. 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

業務受託収入

業務委託契約に基づき、契約内容に応じた事務業務等の受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しています。

- B. その他の源泉から生じた収益

不動産賃貸収入

不動産の賃貸による収益については、リース取引に関する会計基準従い、賃貸借契約期間にわたって「その他の源泉から生じた収益」として収益を認識しています。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

（重要な会計上の見積り）

1. 貸倒引当金

当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

勘定科目	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金（流動）	1,630	478
貸倒引当金（固定）	458	605

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金については、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、各取引先の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。当社において上記債権の回収可能性について、返済状況を把握するとともに、債権先の決算報告書の確認を行い、財政状態や収支状況を把握をすることで、信用リスクに応じた債権分類を適切に実施し、担保による債権保全等を考慮した上で、個別評価の算出をしています。現状の貸倒引当金計上額で、発生する可能性のある損失を適切に見積もっていると考えていますが、急激な経済金融情勢の変化が発生した場合、翌事業年度において実際の貸倒損失が引当金計上額と相違する可能性があります。

2. 出資金の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

勘定科目	前事業年度	当事業年度
出資金（その他）	63	62

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

医療関連事業における投資として、一般社団法人への出資をしています。当該出資金が毀損していないか見積り判定を行い、当該一般社団法人の保有資産に著しい価値の下落が発生したと判定した場合には、出資金評価損として損失処理しています。適切な見積りに基づき当該出資金を評価していると考えていますが、急激な経済金融情勢の変化が発生した場合、翌事業年度において追加の出資金評価損の計上が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微です。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しています。

これによる、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「株式報酬費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。この結果、前事業年度の損益計算書において「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していましたが77百万円は、「株式報酬費用」8百万円、「その他」68百万円として組替えています。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、政府、自治体等により経済政策はもとより、この1年医療現場を支えるための様々な施策が実施されました。当事業年度(2022年3月期)において、医療法人に対する貸出金等の信用リスクへの影響は限定的です。

なお、上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響によっては、翌事業年度(2023年3月期)以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りです。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
未収入金	1,198百万円	- 百万円
1年内回収予定の長期貸付金	2,486百万円	- 百万円
建物	100百万円	- 百万円
構築物	1百万円	- 百万円
計	3,786百万円	- 百万円

担保付債務は、次の通りです。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期借入金	200百万円	- 百万円
長期預り敷金保証金	19百万円	- 百万円
計	219百万円	- 百万円

2 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関1行と当座貸越契約を締結しています。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越限度額	50百万円	50百万円
借入実行残高	50百万円	- 百万円
差引額	- 百万円	50百万円

3 保証債務

他の会社の、金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
合同会社P B T F 1(借入債務)	315百万円	298百万円
医療法人樹恵会(借入債務)	621百万円	549百万円
計	936百万円	847百万円

4 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期債権	1,927百万円	828百万円
長期債権	2,225百万円	2,376百万円
短期債務	17百万円	24百万円
長期債務	27百万円	27百万円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は次の通りです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	29百万円	54百万円
工具、器具及び備品	9百万円	5百万円
ソフトウェア	4百万円	- 百万円
計	42百万円	60百万円

2 固定資産売却益の内容は次の通りです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	214百万円
運搬具	0百万円	- 百万円
計	0百万円	214百万円

3 関係会社との取引は次の通りです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引	30百万円	12百万円
営業取引以外の取引	1,784百万円	78百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額1,219百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額1,269百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	63百万円	6百万円
賞与引当金	- 百万円	7百万円
貸倒引当金	126百万円	111百万円
投資有価証券評価損	3百万円	3百万円
関係会社株式評価損	49百万円	49百万円
未払事業税	5百万円	4百万円
資産除去債務	21百万円	0百万円
建設協力金	0百万円	- 百万円
その他	5百万円	43百万円
繰延税金資産小計	276百万円	223百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	63百万円	6百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	188百万円	201百万円
評価性引当額小計	252百万円	207百万円
繰延税金資産合計	23百万円	15百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
法定実効税率	30.62%	税引前当期純損失 を計上しているた め、記載を省略して おります。
(調整)		
住民税均等割	0.12%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%	
債権放棄損永久に損金に算入されない項目	50.16%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	41.28%	
評価性引当額の増減	63.58%	
連結納税による影響	11.64%	
その他	2.71%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.57%	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	661	86	666	81	0	20	80
構築物	30	-	30	-	-	0	-
工具、器具及び備品	39	15	23	31	11	6	20
有形固定資産計	731	101	720	112	12	26	100
無形固定資産							
ソフトウェア	3	-	1	1	-	1	1
その他	0	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	4	-	1	2	-	1	2

(注) 1. 当期増加の主な内容は以下の通りです。

建物 81百万円 オフィス移転に伴う内装設備等の新設です。

工具、器具及び備品 15百万円 オフィス移転に伴う家具等の入れ替えによるものです。

2. 当期減少の主な内容は以下の通りです。

建物 587百万円 LCモールうれし野の売却によるものです。

建物 78百万円 旧オフィスの設備の除却によるものです。

構築物 30百万円 LCモールうれし野の売却によるものです。

工具、器具及び備品 19百万円 旧オフィスの設備の除却によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,088	66	1,063	8	1,083
賞与引当金	-	14	-	-	14

(注) 1 貸倒引当金の当期増加額は、当社グループの子会社への貸付金等に対するものです。

2 貸倒引当金の当期減少額のうちその他は、回収又は洗替による戻入です。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://glome-holdings.com/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- | | |
|--|----------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | |
| 事業年度 第29期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） | 2021年6月29日関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | |
| 事業年度 第29期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） | 2021年6月29日関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | |
| 第30期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） | 2021年8月13日関東財務局長に提出 |
| 第30期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） | 2021年11月12日関東財務局長に提出 |
| 第30期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） | 2022年2月10日関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 | |
| 事業年度 第29期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| (5) 内部統制報告書の訂正報告書 | |
| 事業年度 第29期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書 | |
| 第29期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| 第29期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| 第30期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| 第30期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| 第30期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| (7) 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 有価証券届出書の訂正届出書（2020年11月30日提出分） | 2022年6月27日関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書 | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2
（届出を要しない新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書 | 2021年7月1日関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号
（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に
著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書 | 2021年11月30日関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4
（公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書 | 2022年6月28日関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月28日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒 崎 知 岳
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグローム・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

医療関連セグメントにおける売掛金、貸付金及び出資金の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>グローム・ホールディングス株式会社の連結貸借対照表において、医療関連セグメントにおける売掛金93百万円(総資産の約1.0%)、貸付金3,508百万円(総資産の約39.4%)及び対応する貸倒引当金143百万円(総資産の約1.6%)が計上されている。また、医療関連セグメントにおける出資金について、対応する評価損51百万円控除後の322百万円(総資産の約3.6%)が計上されている。</p> <p>「重要な会計上の見積り」1に記載のとおり、売掛金及び貸付金を信用リスクに応じて一般債権及び貸倒懸念債権等に分類し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額が貸倒引当金として計上されている。また、出資金については、出資先の財政状態及び事業計画を検討し、必要な評価損を計上している。</p> <p>貸倒懸念債権等の信用リスクに応じた分類は、返済状況に加え、債務者の財政状態等の定量的要因及び業績見通し等の定性的要因も勘案した、債務者のモニタリングを通して判定されるため、経営者による判断を伴う。</p> <p>加えて、貸倒懸念債権等の個別貸倒引当金の測定においては、主に担保となる不動産からの回収可能性の見積りが必要となるが、当該見積りは経営者による判断を伴う。</p> <p>また、出資金の評価においては、出資先の主に不動産の評価を含めた実質価額の評価及び実質価額が著しく低下している場合には事業計画に基づく実質価額の回復可能性の検討が必要になるが、当該実質価額の評価及び回復可能性の検討には経営者による判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、グローム・ホールディングス株式会社の売掛金、貸付金及び出資金の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、売掛金、貸付金及び出資金の評価の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 売掛金、貸付金及び出資金の評価に関する、内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下の点に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類を適切に実施するための債務者モニタリングが適時・適切に実施されているか。 ・出資先の財政状態を把握するための出資先モニタリングが適時・適切に実施されているか。 <p>(2)売掛金及び貸付金の評価の合理性の検討 売掛金及び貸付金の評価の合理性を検討するために、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権の信用リスクに応じた分類の妥当性を評価するため、経理担当者への質問及び関連資料の閲覧を行った。 ・担保となる不動産の評価に関し、以下を含む検討を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> -評価技法について、会計基準の要求事項等を踏まえ、その適切性を評価した。 -インプットデータについて、実績の推移及び事業計画を勘案して、その合理性を評価した。 <p>(3)出資金の評価の合理性の検討 出資金の評価の合理性を検討するために、以下を含む監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法について、会計基準の要求事項等を踏まえ、その適切性を評価した。 ・不動産の評価に関し、上記(2)と同様の検討を実施した。 ・実質価額の回復可能性を検討する場合には、事業計画について合理性及び実現可能性を検討した。

アライアンス先医療法人との取引における不適切な会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社の連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社において、一部のアライアンス先医療法人との業務受託取引において、不適切な取引による売上及び原価処理が行われていた疑いがあることが判明したため、2022年5月12日から利害関係を有しない外部の専門家をメンバーとする特別調査委員会を設置し、調査を開始した。</p> <p>会社は、2022年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書において、当該不適切な取引は第三者に資金を移転することを目的とする資金取引であることが判明し、会計処理の修正が必要と判断したため、過年度の有価証券報告書等を訂正した。</p> <p>また、当該取引について信頼できる財務報告を実現できなかったことから、会社は業務プロセスに係る内部統制及び全社的な内部統制に開示すべき重要な不備があると判断した。</p> <p>上記のとおり、アライアンス先医療法人との取引において不適切な会計処理のリスクが高く、また、関係する内部統制に開示すべき重要な不備が認められることから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、当該不適切な取引に係る事実関係の正確な把握及び計上内容の妥当性について、監査上慎重な検討が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、アライアンス先医療法人との取引における不適切な会計処理を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、判明した不適切な取引に係る事実関係を会社が正確に把握し、適切に当連結財務諸表等に計上していることを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)不適切な取引に係る事実関係の正確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な取引に関連する業務プロセスを含め、会社の内部統制を含む企業及び企業環境を再評価した。 ・不適切な取引に係る事実関係を把握するため、会社が設置した特別調査委員会の報告書の閲覧及び調査委員会のメンバーとの面談を実施した。 ・経営者、監査役、従業員、顧問弁護士との面談を実施した。 ・類似取引について不適切な取引が生じていないか特別調査委員会が実施した調査の範囲、実施手続を検証し、あわせて監査人独自の検証を実施した。 ・内部統制に開示すべき重要な不備があることを考慮し、当該不備の影響を受ける取引について、不適切な会計処理のリスクが高い取引先に対する売上及び原価取引を検証し、総合的に検討を行った。また、不適切な会計処理の手口を考慮し、追加の仕訳テストを実施した。 <p>(2)計上金額及び表示の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判明した不適切な取引に係る会社の計上金額について、関連する契約書等の基礎資料を閲覧した上で、適切に実態を表しているか検討した。 ・不適切な取引による訂正事項を含む当連結会計年度に係る連結財務諸表の開示の妥当性を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、グローム・ホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、グローム・ホールディングス株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、

「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制には開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月28日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 川 和 也指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 崎 知 岳

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグローム・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

- ・医療関連セグメントにおける売掛金、貸付金及び出資金の評価の合理性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（医療関連セグメントにおける売掛金、貸付金及び出資金の評価の合理性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象に含まれていません。